

輦浦志 目次

醫王寺 (二三)	愛宕岩 (二三)	室野 (二三)
專修庵 (二三)	菰山 (二三)	淀姫大明神 (二四) 淀姫明神圖 (二四)
慈眼寺 (二五)	長福寺 (二五)	泉藏坊 (二五)

## 輦浦志 二

### 目次

時の鐘 (二六)	大可島 (二七)	仙醉島 (二七) 仙醉島の圖 (二七)
皇 后 島 (二六)	百貫島 (二六)	瓊島 (二八) 瓊島の圖 (二九)
洲 上 島 (二六)	躑躅島 (二九)	走 島 (二九)
袴島、宇治島 (二九)	鍛冶島 (二九)	田 島 (二九)
百島、横島 (二九)	矢の島 (二九)	箕 島 (二九)
四郎三郎 岨 (二九)	石 岨 (三〇)	鷗 岨 (三〇)
櫓 岨 (三〇)	石 岨 (三〇)	狐 岨 (三〇)
阿伏兔觀音 (三〇) 阿伏兔の圖 (三一)	鋪 石 名 (三一)	口なしの泊 (三一)
引 島 (三一)	武 部 山 名 (三一)	朝 川 (三一)
土 産 (三一)	輦 町 名 (三一)	輦より諸々船路 (三一)
輦より大坂迄船路里數 (二四)		

## 輦浦志 目次 終

## 輦浦志

### 例言

- 一、此書は國幣小社沼名前神社所藏原本に據り校訂したものである。
- 二、此書は延享、寛延の交、福山侯の命に依つて、其の家臣が撰んだものである。叙文の末に、寛延戊辰（元年）臘月とあるより考ふるに、福山藩主阿部正福の子、正右が其の家を繼いだのは、寛延元年十一月十九日であるから、正右の時代に其の撰を終つたものと見える。併し叙文中『我侯講武之暇、兼尙文雅、往歲在鎮之日云々』とあるに徴すれば、夫れより以前に命を受けたことが判る。然らば此の書は、正福、正右の二代に涉つて撰はれ、而して正右の時代に沼名前神社に奉納されたものと思はれる。
- 三、此の書の敘文に據つて、阿部家の臣、吉田利、日野此介の二臣に撰述の命があつたことを窺はれる。さり乍ら原本を閲するに敘文は其の撰者齋木文弼の自書したものであらうが、本文は書體並に誤字の習癖などより推定して、備陽六郡志の著者、宮原直佃の筆に成るものと認められる。例之ば『小さい』と書くべきところを、『少さい』と誤れるなど、私が著者自筆の六郡志四十餘卷の校訂にあたり、其の筆意を會得せる上に鑑み、全然夫れに違いないと信ずる。按ずるに宮原直佃は、安永五年十月六日、七十五歳を以て没して居るのであるから、寛延元年は直佃四十七歳である。恐らくは郷土の史實に明らかなる彼のことゝて、藩主の命は表面上、吉田利、日野此介の二臣に下つてゐても、其の實際の編纂は、宮原直佃をして之れに當らしめたものではあるまいかと思ふ、猶識者の垂示を仰ぎ、且つ後考を俟つことゝする。
- 四、原本を見るに、美濃紙型の薄い紙に書かれ、圖面の如きも巧みに出来てはゐるが、既に百八十一年の歳月を閲してゐるので、紙質脆弱となり、今後永く保存に堪へないであらうと思ふところもある。よつて圖面の全部並に序文、および本文冒頭の一部は悉く之を撮影し、寫眞版として挿入することゝした。
- 五、原本には無いが、便宜句讀を施した。なほ漢文若は萬葉歌には、返り点又は傍訓を施した。
- 六、文字の誤、例之ば『日本紀』を『日本記』とせる如き、括弧にて記(紀)とするなど、注意はしたが、洩れたところもあらう、幸に是正されんことを望む。猶假名づかひの誤も原文の儘として訂正を加へないことゝした。
- 七、校訂者の心づいたところは括弧を以て意見を加へたところもある。



八、本書原本の拜借並に校訂に關し、國幣小社沼名前神社宮司金原利道氏を始め、同社職員各位、及び畏友後藤蘆洲翁の御援助を得たことを感謝するものである。

昭和四年六月二十五日 校訂者 養兎翁 越智 宿禰 正通

柄浦志の編輯に關し、金原利道宮司の御援助を得たことを感謝するものである。同社職員各位、及び畏友後藤蘆洲翁の御援助を得たことを感謝するものである。昭和四年六月二十五日 校訂者 養兎翁 越智 宿禰 正通

柄浦志目次

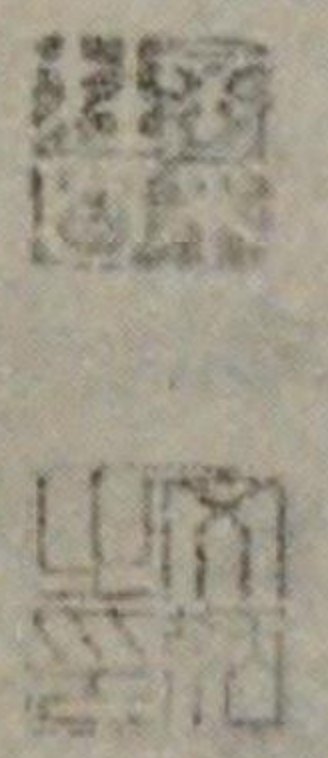
柄浦志叙  
慶元建案心遠五星聚奎  
不傳彙衣傳帶駕說遺訓  
離隸韋躬注之士亦猶論  
文不已上自尼山鄒嶧之  
教下至鵝湖鹿洞之說  
不戶譎家究至者古學  
先生之倡古義撥反濟湖  
遂使海內學者靡不  
於戲文化之證豈不  
泰運之明徵哉乃如我  
族講武之暇豈尚久雅往

宋在銘之曰 臣吉田利道  
及柄浦志之序  
及慨然曰 夫柄浦志之序  
有由而壞地 茲意國史所  
載 班之可覆視也 而歸依  
帝統 為日本第一勝則豈  
止管内巨擘 羨天下奇觀  
豈止天下奇觀 羨天下奇觀  
上而亦必有傳聞 曖昧  
且之欠獻 靈區名蹟 多就  
埋沒 汝輩盍記 聖稜 祭以



播於人間音二臣稟  
命夙報匪辭沿詞父老合  
致意問和與續味猶和  
篇於是身微者始顯特者  
始微而後好身者得每買  
積遠珠之惠登話鋼鐵直  
董之在溪山不可得索鑿  
丁鑽出而後奇貨希葉也  
至用心之勉固宜豈述而  
此去之仰為由亦天巨款  
洽之餘則上臣心鑒  
後客愛音人材之寧意多

今也  
廣新堂蒐乘進憶曩時思  
過之澄則將不勝感泣亦  
及上舒也併致徇馬愚衰  
云爾  
寬延戊辰臘月穀旦  
福山彦國巨齋木大弼書  
沐敬題



輞浦志敘

慶元建臺以還五星聚奎不獨袞衣博帶駕說遺訓雖韎韐附注之士亦猶論文不已上自尼山鄒嶧之教下至鵝湖鹿洞之說莫不戶講家究至若吾古學先生首倡古義撥反濟溺遂使海內學者靡然豹變於戲文化之隆豈不

泰運之明徵哉乃如我

侯講武之暇兼尙文雅往歲在鎮之日臣吉田利日埜此介者上直侍讌語偶及輞浦之勝

侯慨然曰夫輞浦者名號有由而壤地最舊國史所載班々可覆視也而韓使嘗稱為日本第一勝則豈止管內巨擘實天下奇觀豈止天下奇觀想併韓國亦所未必有恨傳聞曖昧且乏文獻靈區名蹤多就埋沒汝輩盍記其梗槩以播於人間焉二臣稟命夙報匪辭沿詞父老合致遺文相與贊成稍々為篇於是乎微者始顯



疑者始徵而使好事者得無買積遺珠之患、譬諸銅鐵直莖之在深山、不可得索、鑛丁鑽出、而後奇貨萬彙也、其用心之勉、固宜豔述、而此志之作、盖由於君臣歡合之餘、則亦足以鑒侯家愛育人材之盛意矣、今也侯新營菟裘、追憶曩時恩遇之渥、則將不勝感泣、故及上叙也、併致狗馬愚衷云爾。

寬延戊辰臘月穀旦

福山侯國 齋本文弼薰沐敬題

# 鞆浦志

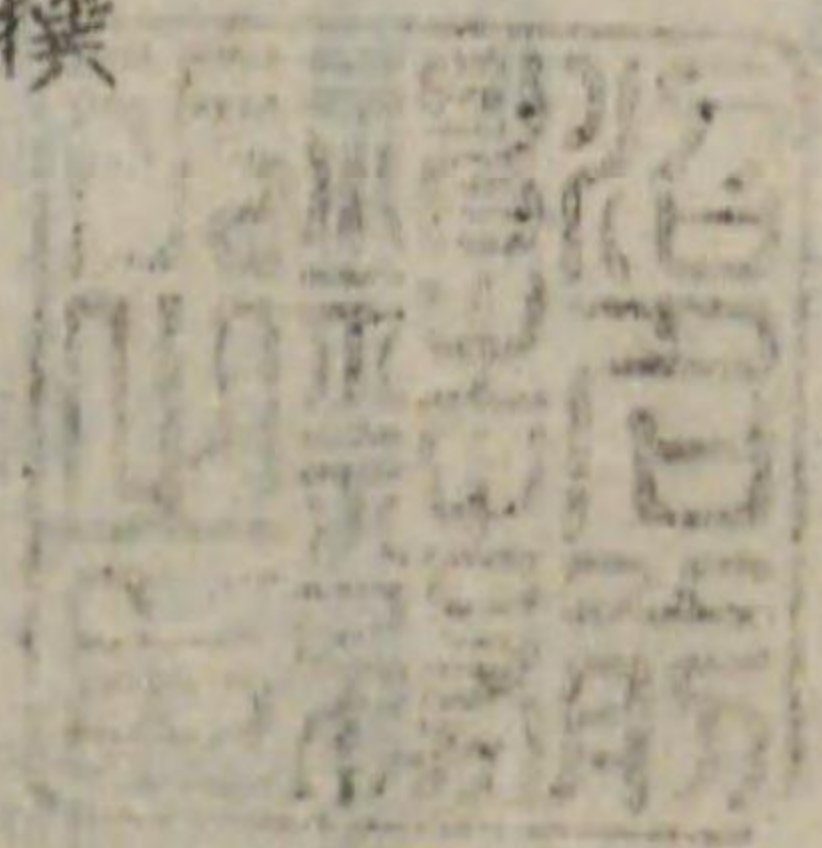
福山侯國臣 奉命撰

抑、此浦を鞆と名付し事、其説々多しといへども、此所にて古來より申傳へしは、人皇十五代神功皇后西征凱陣の時、御船の舳を

此浦の岸に着させ給ふ時に、海中より二尺余の角石はからす涌出せり。皇后曰、此浦の名いかにとあるに、此時までは浦の名なきにや、しらすと奏しければ、鞆といふへけれど、かけまくも辱き詔ありしより浦の名となれりとぞ、いひ傳え侍る。又、此處に神ありやと問ハせ給ふに、なしとこたへ奉る。しからハ此角石を渡す、向後、宜崇祭渡大明神と、夫より此かた今に至て人口に是を傳え、現於于今、わたす大明神と崇奉りて、例年八月十二日の晩より十三日の曉まで祭禮あり。(校訂者曰。原書をみるに、上文中「鞆」といふへけれど、かけまくも辱き詔ありしより」の二十三字を朱抹し、釐頭に朱字を以て「詔アリシニハ非ラス、皇后御凱陣ノ片、再此浦ニ御船ヲ寄セ給ヒ、御手ニ纏ハセ玉フ高鞆ヲ御納メアリテ、御報賽之御自祭シ給ヒシヨリ、此浦ヲ鞆ト浦人等唱ヘシ由。御奉納ア

## 鞆浦志

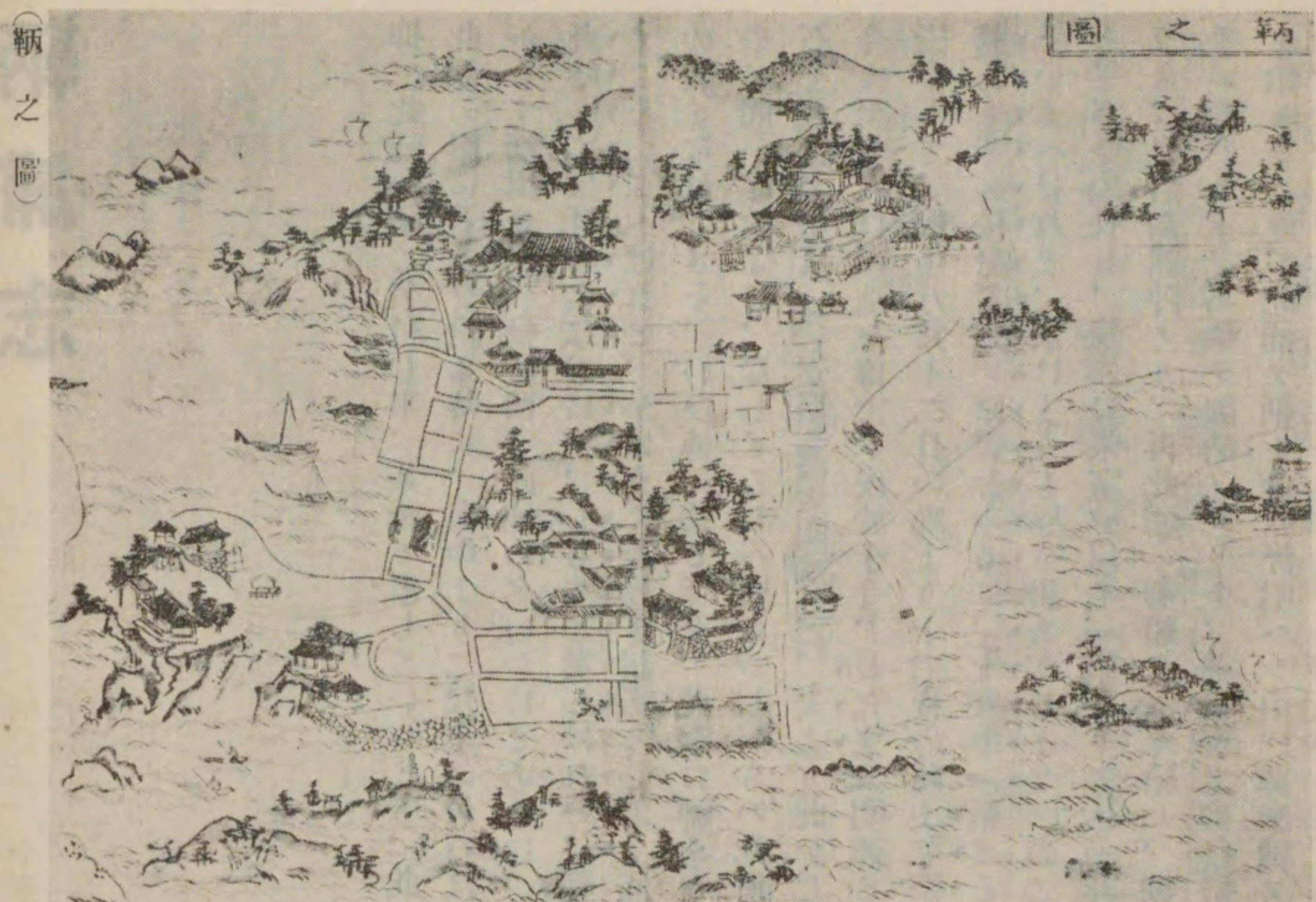
福山侯國臣 奉命撰



御船の舳を渡すに、しらすと奏しければ、鞆といふへけれど、かけまくも辱き詔ありしより浦の名となれりとぞ、いひ傳え侍る。又、此處に神ありやと問ハせ給ふに、なしとこたへ奉る。しからハ此角石を渡す、向後、宜崇祭渡大明神と、夫より此かた今に至て人口に是を傳え、現於于今、わたす大明神と崇奉りて、例年八月十二日の晩より十三日の曉まで祭禮あり。(校訂者曰。原書をみるに、上文中「鞆」といふへけれど、かけまくも辱き詔ありしより」の二十三字を朱抹し、釐頭に朱字を以て「詔アリシニハ非ラス、皇后御凱陣ノ片、再此浦ニ御船ヲ寄セ給ヒ、御手ニ纏ハセ玉フ高鞆ヲ御納メアリテ、御報賽之御自祭シ給ヒシヨリ、此浦ヲ鞆ト浦人等唱ヘシ由。御奉納ア

(沼名前神社所藏原本冒頭)





リシ輓、社頭ノ寶物ナリシヲ、別ニ御社ヲ造營シ輓八幡宮ト崇奉リ、御神  
 体ニ輓ヲ納テ御祭り奉リシ處、慶長四月(年)八月二日ノ大火ニ御社殿燒失  
 之頃、輓モ燒失ヒ、今ハ繪圖ノミ殘レリ、オシキヲ云ハン方ナシ、穴賢々  
 々。神主與氏ハ往古ヨリノ家ニシテ、血統モ千年余ノ久シキ今ニ續ケリト  
 云、是亦珍敷家ニアリケル云々。輓ノ圖別ニ記ス、爰ニ畧ス云々』との記  
 入あり、原書とは字體も異なり、素より何人か本書の記事に對する別の  
 所傳を書き加へたものと思はれる。参考の爲めに此の事を記しておく。  
 風土記云。神功皇后三韓發向之日、於此浦備舟楫、畜兵食、樹船玉命神  
 社、齋祭渡海上發路、故里人船玉神社曰渡大明神。  
 又曰。昔、國々へ詔ありて兵具を召させ給ふに、此浦より輓といふ物を捧  
 けれハ、帝敬感のあまり、輓浦との給ふ。  
 日本記(紀)第三。神武乙卯春、從(日本書紀により補ふ)入吉備國、起三行  
 宮、居之、積三年、間、備(修)舟楫、畜(蓄)兵食云。  
 同第九。令諸國、集(集)船楫、練(練)兵甲。  
 若、此時の事なれハ人皇の初より輓の浦といふなるへし。  
 又曰。往昔、神功皇后、三韓退治の後、彼輓を備後の神宮に納給ふ、それ  
 より名付と。  
 風土記云。神功皇后、征伐三韓、而後以輓納沼隈郡渡之地、故名此地、  
 曰輓。  
 或云。渡の札場より要害の端を見わたせば、中高くして其末拳のことし、  
 實も輓の形と見ゆ。又平の明神より要害の端までの海邊、弓の形のことし、  
 地形自然と射具に似たりとて、往古より輓と名付侍ると云云。  
 輓の字、略字書を尋るに、未得見、然れ共、茅元儀か武備志二百二十三

輓之圖

四、第一、日本圖、輓作柄、然れハ輓の字、中華になき歟、無覺東、唯 本朝古來多く用ひ來れり。神代卷上、素盞鳴尊、昇天  
 之時、天照太神、便以八坂瓊之五百箇御統、纏其鬚鬘及腕、又背負千箇之輓與五百箇之輓、臂著稜威之高輓。  
 纂疏云。輓盛箭之器、輓射者之衣、言臂講一也、倭俗曰弓小手者也、稜威者可畏之意也。倭姬世紀曰、弓矢輓音不聞國、日本  
 記(紀)第十云、譽田天皇在孕、而天神地祇授三韓、既產之、宍生腕上、其形如輓、是宍皇太后爲雄裝之負輓、故稱其名、  
 謂譽田天皇云云。上古時俗、号輓謂褒武多焉。  
 是等の類數多なり。柳、楢、辻、峠、杯の類にて、日本にて制する文字か、尙可考。

輓は射具也、形、弓小手に似て織物を以て袋のことくにし、手の甲より臂に及ふ、弓の絃あたる所に筭の形の様にして、しかも  
 中高く末拳のことくなるを、角銅を以て造付たる也。數多の矢を放時、弓の反て弦の腕にあたるを受る具也。上古には専用ひた  
 れども、中古より不用と、弓家に申傳ふ。  
 梁塵秘抄に

此條は、いつこのさゝそ、とねりこの、腰に指たる、輓岡のさゝ。  
 藻鹽草、第十七云。此哥は神樂の採物の歌なり、とねりは舍人也、弓いる時に輓といふ裝束あり、輓岡は所の名なるをそへて讀  
 り。倭名類聚(抄)第六に、山城國乙訓郡輓岡と有。同第八に、備後國世羅郡輓張とあり、いと覺束なし。東厓先生云。海東諸國記  
 備後州友津代官某ト云人、使遣シ、事アリタリ、輓ノ字、  
 爲和字ユヘ、同訓ヲ以テ友津ト記ト見エタリ。

輓浦

福山よりは三里坤の方に當れり、前には蒼海渺茫として白波天を浸し、四國の山、遙に聳へて、消殘る雪は曉雲の岫を出るかど疑  
 はる。後には山田の峯、岷々として松風長に吟す。仙醉の花、玉嶋の月、要害の納涼、葦山の雪、何れもつきぬ詠深し。

万葉七  
 海士小船帆流登見左右荷輓之浦回二浪立有所見。  
 好去而亦還見六丈(丈)夫乃手二卷持在輓之浦也乎。

風雅集第九ニ、九月十三夜、嚴嶋に參りけるに、備後の輓といふ所にて海邊の月といふ事を

藤原公重朝臣



あたら夜の、月をひとりそ、詠めつる、おもはぬ磯に、浪枕して。

俊頼家集

船どもは、輛にごまれと、わひ人の、なげく心は、過ぬる物を。

名寄

よみ人しらす

旅ねして、月はかりこそ、輛の浦の、磯の室野に、明ぬ此夜は。

安國寺

原村に有

瑞雲山、安國寺と号。開山、法燈圓明國師也。本朝人皇第九十七代、光明院御宇、曆應年中、國々に安國寺を建させ給ふ。此寺、當國の安國寺也。建立は尊氏將軍、曆應二己卯年也。慶長四己亥年、毛利輝元再興、殺生禁制の地とす、寺中に釋迦堂あり、開基本尊文殊普賢定朝の作とす。寺前に地藏堂あり、文錄(祿)年中、太閤秀吉公、三韓征伐し給ひし時、釜山海に石佛のありしを、歸朝の舟に載來り、此浦に置奉る事、年久し。雨露の覆もなくありしを、慶安年中、水野侯の臣、酒井七郎右衛門、此浦の奉行なりしとき、堂を建、像を安置す、今の地藏菩薩堂是なり。

禪照寺

原村に有

佛日山、禪照寺と号。開山、妙連(蓮)和尚。寛永年中、水野多門建立也。寺内觀音堂あり、子安觀音と云。往昔、寺の東にありしを、天和の頃、寺内に引と云云。

正法寺

原村に有

大雄山、正法寺と号。開山、深谿澹和尚。

勝音寺

原村に有

大悲山、慈徳院と号。中興、得松禪師。延享二乙丑年まで、凡百五拾餘年。

永海寺

原町に有

雲波羅山、永海寺と号。當浦本願寺末寺なり。本尊于手觀音、春日明神の正作なり。以前人皆、鍛冶阿彌堂と稱す、其後一遍上人自筆して永海寺と号と云々。

化野橋

六地藏堂より、こなたの橋なり。寛文年中に石井町惠美酒屋か渡すと云なり。

夷小祠

原町に有

日本記(紀)云。伊弉諾、伊弉册尊、爲<sub>三</sub>夫婦、生<sub>三</sub>蛭兒。第三の御子、天照大神の御弟、己に三歳にならせ給ふ迄、御脚立さるにより、天磐椽(椽)樟船に乗せて、順風(に)放ちすて給ふ時、攝州西宮に流れよらせ給ひしを、釣する夷、拾ひとり奉りて養ひ、かしつきて後、西宮に迹を垂給ふを、蛭子の宮と崇め奉る也。されハ二神のために三男に當らせ給ふ故に、夷三郎と申とかや、海を領する神と成給ふ。推古天皇九年三月、聖徳太子始て賣買の術を教、蛭子の神に誓て商賣鎮護の神とす。今に<sub>三</sub>ひすを福神として、諸商人崇奉る事、此時より始る。

賽之神

古書に、おほくは幸ノ字に作れり 原町に有

賽之神は山祇と云、又國土によりて道祖神と言、道祖神は猿田彦大神と言。

本願寺

原村に有

與樂山、本願寺と号。開基、一遍上人也。中興開山、其阿彌と云云。寺中權現ノ社あり。一遍上人ハ伊豫國河野七郎道(通)廣次男なり。始、天台の行者たりしか、十八歳の時、西山善惠上人の室に入、十一年の間、淨土の行者を成す。其後、建治の年、熊野證誠殿に籠り靈夢を得給ひてより、諸國遊行し給ひけると云なり。

柳川

善行寺の前にある井なり。天和の末に、水野侯の家臣、尾關左次右衛門、此浦奉行の時堀せけり。

善行寺

原村に有

護法山、善行寺と号。慶長年中草創なり。開基、玉傳と云。往昔、沼隈郡山田村に有。天文の比、法善開基。後に玉傳に至り寺を輛津に移す、依而玉傳を開基とす。むかしは明圓寺の前にあり、正保年中、此地に移す。

麻の谷

本願寺と増福寺の間に流る、谷なり、往昔は麻など此あたりに作りしにや。壽永の乱に落行武者共の内、當浦にも船を乗捨、此麻



谷より攀登り、後の山に隠れ居たりと、古き物語に見へたり。今、八日谷とて平家の侍、八日余り隠れ居たる谷、中山のそなたにあり。

祇園社

祭神三座、中は牛頭天皇(王)又、武塔天神素盞鳴尊也。左は婆利女稻田姫也、沙竭羅龍王ノ娘共。右は蛇毒氣神八岐大蛇、八大王子共。古記に、中は藥師佛、左右は文珠、觀音の二菩薩也と、兩部習合の心なるへし。備後國風土記(に)、以是爲北海武塔神通南海神女時事、武塔神乃進雄神之別號、其祠今在備後國一曰疫隅社云云。備後國に祇園と聞へし社三所、一ハ品治郡天王也、一ハ三上郡(校訂者曰、世羅郡である)小童の祇園、一ハ今輶浦に有。いつれか風土記に載たるか不審。抑、輶浦祇園は八百年前、天長年中草創とないへり、其時始めて勸請にはあらず、往昔、此社、關町の中にありしを、天長年中に此地に移し奉る。其跡を休堂といひて今に彼町に有。保元年中勸請とのみ言て縁記(起)なけれハ、さたかならず。天長より保元まで三百余年、保元より後百七十余年を経て、延慶庚戌年、沙彌道昭(六郡志は照)といひし人、本願として再興せり。延慶より後百三十余年にして永享十戊午年、讃岐國白山の沙門心疑とやらん、靈夢を蒙り又再補せり。永享より後百六十余年有て慶長年中、當町奉行岡本傳之丞福嶋正則やらん、舞殿を建立す。三十六歌仙を掛、哥は福嶋正則の家臣書。慶長年中より二十余年過て寛永二乙丑年、當國前太守水野勝重、花表を立。寛永より後二十有余年にして、慶安三庚寅年、水野勝成人道宗休、新に一口の花鯨を鑄て納む、花鯨の銘釋釋(蠻)江(に)仰て寄附し給ふ。時(の)奉行酒井七郎右衛門と云云。

其銘曰

賢君垂手 新鑄花鯨 千鈞重器 彈指圓成 蕭寺復舊 祇樹(六郡志は園)敷榮 東敲西擊 送去迎來 蘆花月白 楓葉霜清 客船愁破 萬戶夢驚 神人幽贊 竜天證明 洪奇(音)不盡 永鎮江城

右序略之。慶安四年卯年、水野勝貞、石燈籠を寄進し給ふ。又昔より神前にて月次の連歌なども、元和年中までは興行せり。神事の能も絶て久しくなりぬるを、寛永年中の奉行、萩野新右衛門水野侯七月毎に踊を催し、其後の奉行、中村重右衛門、水野勝俊に啓して、万治年中、所繁昌といたひ、翁を渡しけり。水無月の祭禮は、むかしの嘉例をたかへず、七日の曙、浦の氏族、猿田彦の面して御前追して、天皇(王)是へ參らせ給ふのと言へきを、てのこへまいらせたまれと言通る。今の神事、手拭まねきと言事有、是等を重ね、あやまりたるならん、依而、俗に此面を王鼻と言。昔、牛頭天皇(王)に蘇民將來とやらんか、粟の飯參らせし例おほえて、溢柿屋か供御まいらせけるハ、いとおも

祇園宮之圖



(祇園宮之圖)

しろし。延寶年中の末、浦の奉行、尾關左次右衛門水野侯社を高みへ上ヶ再造す。神事の能は六月十八日也。社前神木馬堂有、天和年中、道越町内より建立す。往昔、天王寺の道公といひし人、社の近き所に宿りしに、少(小)き板に書たる繪馬を拾ひて納たりと、それよりして神木馬の事ありと云云。

祇園社棟札之文

夫神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、恭惟、我尊神之垂跡播磨廣岑山以來、山城之感神院、尾張之津島、國々所々、無不崇尊奉祭、蓋寶劍之靈、實金(六郡志は重)德之成器、當與天壤無窮、八雲之詠是敬中之敬、固和歌之根元、天下生民具此義、心持此武器、斯乃尊神之德光、可不仰哉、可不信哉、況生其土者、無黑心而以丹心奉仕、何不冥加乎、會神殿年舊破損、今茲此土氏人等、相共戮力鳩工、造營修飾、不日而成、亦是神明加被之力也、愈敬愈恭、宜致如在之禮奠一矣、神官等潔齋(齋)稔(祓)除謹書。

天和二壬戌五月吉日

野島攝津守吉定  
中須賀山城守正景

神輿棟札

奉造營牛頭天王御輿

嘉元三年五月十二日  
大願主 藤原宗正并菅原末弘  
沙彌真連并沙彌善連

表

奉造立神輿 應永卅一年

檀那源三太郎兼廣  
大工平正光并近文下字減

表

嘉吉貳稔 戊卯月廿五日

源三太郎○頭源兵衛入○本○○氏



裏 兼廣在判 大工平之近○在判 圈点者廢滅

表 奉再興祇園御輿

右志者爲地頭辰歲并當所各々  
息災延命海陸豐饒祈者也  
永正十四年丁丑六月六日敬白

當浦住人中次(須か)賀次郎右衛門之妹願主 丙戌歲女 祈如意吉祥 攸

右信心願主備後沼隈郡輦町惣氏子

奉建立祇園牛頭天王御輿 三社

正保四年丁亥五月三日大工藤原善吉

祇園境内に祭神六座 三百四十余年以來と云。

八幡宮 一社

往昔、神功皇后、三韓征伐し築(筑)紫に歸給ひて皇子誕生、是則、第三の御子、應神天皇。八幡大菩薩と号。

渡守大明神 一社

往古は、わたす札の辻に鎮座也。其後、福嶋正則の時、當浦町割ありし比、麻谷へ遷座。又、貞享年中、今の宮所に鎮座也。八月十三日祭禮あり、委初に記す。神主野嶋勘太夫。按に、渡守の社は知夫利明神也。岐神を祭るといへり。日本記(紀)注曰、岐神云、布那斗能加微、本号ニ來名戸之祖神。倭名類聚(抄)曰、道祖神、和名佐倍乃神美、又太無介乃加美云云。袖中抄云。知ふりの神は、道ふりの神也。隱岐國知夫利郡に渡守の社といふあり、船出するには奉幣して渡りを祈る、依て陸をも海をも祈る神を、ちふりの神と号。貫之日記、わたつみのちふりの神に手向する、と讀るも是なり。元來、隱岐國千波の湊(の)鎮守なるを、當浦船人多ければ、その神を勧請すと見えたり。其後、明曆年中、水野勝貞再興なり。時の奉行、中村市右衛門、舞殿十八番の歌仙、西町より寄進之。

(校訂者曰。原書、上文中『陸をも』の三字を朱抹し、尙『袖中抄云』とある鬘頭に『渡守神ト申奉ルハ、チフリノ神ト云ハ

非也、和多津見大神ヲ、神功皇后御躬祭アリシ、コレナリ』との朱書がある。後人の所爲と見ゆ)

渡守大明神棟札

當社者、古記曰、昔神功皇后、三韓征討之日、於此浦、備舟楫、畜兵糧、而發船、因茲於和多須之地、以弓輦爲神靈、而祀舟玉神、故名此地曰輦、自是以來、神号ニ渡守大明神、爲此津之氏神、而建社崇尊祭之、承應二已先君夫人、清珠院殿、爲祈願、新修造宮殿、有舊棟札 爾來殿宇梁柱寢傾斜頽廢、於茲宰監生原氏忠知、命氏人使再營之、舊地卑下狹隘、故相攸於斯平地潔場、而壇越成矣、使造立本殿拜殿并華表、而乃神遷座焉、祝詞曰、闕宮重修、神斯鎮留、邦君悠久、市民餘優、商賈豐富、旅舶歌謳、冀開靈鑑、長照此攸。

貞享二載乙丑五月穀旦

奉行 生原勘彌左衛門忠知 大匠 中島孫左衛門吉次  
神主 野島神太夫重長 同 信田市右衛門正次

(校訂者曰。原書には上掲の棟札中、『爲神靈、而祀舟玉神、故名此地曰輦』の十四字の右傍に朱点を施し、其の鬘頭に『舟玉神トハ即、和多津見神也』の朱字記入がある。後人の所爲と認む。)

稻荷大明神 一社

保食神ト宇加能美多麻 二柱神之所生神

又、吃呷尼天。

嚴嶋大明神 一社

市杵姫、素戔鳴尊御子、三女五男之内也。

荒神 一社

素戔鳴尊、世俗竈神ト云、誤レリ。竈神ハ浪津彦神也。或說ニ、荒神ハ五道大神ノ女也ト云云。

天神宮 一社

都六社

祇園宮寶納

一、太刀



表之方銘

奉寄附備後國輛浦 祇園精舎御寶殿  
當國太守 從四位下源勝後之嗣子  
裏之方 從五位下水野氏 備前守勝貞

慶安四年三月吉日

備後福山住人兒玉藤四郎國吉作

一、小刀

表之方

奉寄附 備後國鞆津 祇園牛頭天王  
同 國太守水野日向守勝貞

裏之方

備後國福山住國次作

明曆二丙申十一月吉祥日

一、神樂筒 内書

奉寄附 備後國 沼隈郡 鞆津 祇園牛頭天王 御寶前 神樂筒 千種作

一、小刀

表之方

祇園宮御寶前

裏之方

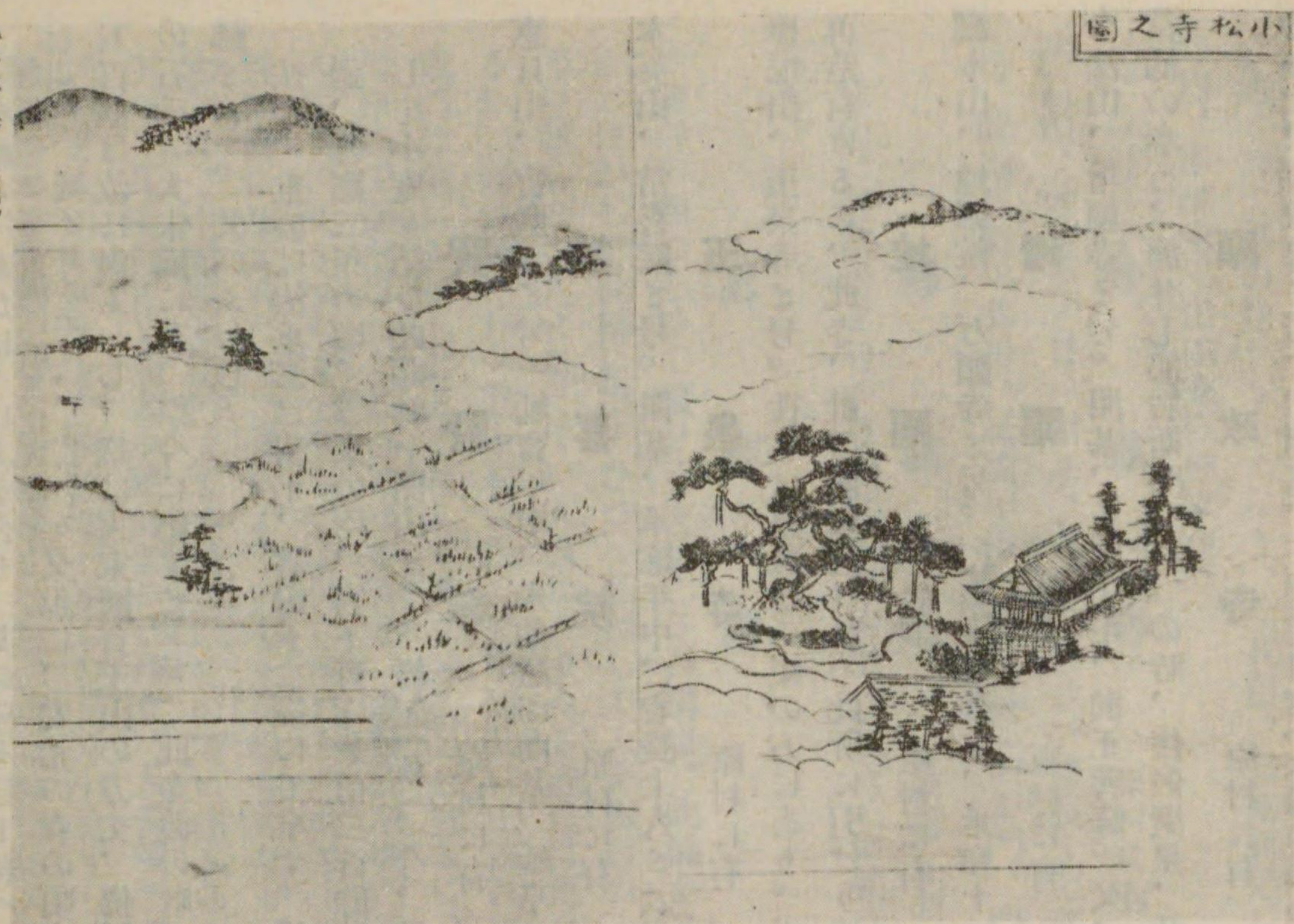
於備州鞆

延寶六年正月吉日 重記鍛鍊之

一、馬角

箱上書

小松寺之圖



(小松寺之圖)

輛浦志

天和三癸亥年

祇園宮御寶物

正月吉日

内書

内家二重寄進 上田十郎右衛門尉吉重

奉寄進馬角 坂井義兵衛尉寄宜

外家寄進 西町渡守講中拾五人

一、牛玉

一、鹿玉

一、翁面

外箱内

永祿八年六月吉日 中須賀新左衛門定次 判

今 川

祇園の前にある井也。寛文のすへつかた、中村市右衛門、奉行たりし時、堀せけり。

小松寺

萬年山、小松寺と号。治承元丁酉年、小松内大臣重盛開基。庭前に松有、重盛手自栽と言。中興開山、曇叟和尚。

延享二乙丑年迄凡四百年。曇叟は當浦安國寺の六世住なりと云云。

或説云。壽永二年、平家福原都落の時、正二位左大將小松内大臣平重盛の二男、新三位兼左近衛の中將、平資盛、此浦に来て剃髮す、留る事月餘にし

て死を避く、重盛の爲に此所に詣、時に墳墓なし、小松を植、拜して曰、

我不幸にして父に後るといへとも、一度源氏を拉き、天下を平氏に復さん



ことを祈る、ねかはくは力を合せ、某の望を達し給へど、抽丹誠、植し小松によつて小松寺と号。後世誤て重盛の植たる木といふは非歟。死不知云々、いふか。又説に、安元の春の頃、鎮西より妙傳と云船頭を召て人を遙に退てのたまふは、金三千五百兩、内五百兩は汝に與ふへし、残は大宋國育王山の方丈、佛照徳光禪師へ送り、日本大臣平朝臣重盛か後世を永々弔ふへしと。依、重盛の石碑、大宋國に有、祭今に絶すと云云。此金渡の時、重盛潛に輦浦迄忍ひ來ると言事、古書曰、重盛金渡の感札は徳光禪師の墨跡と云々。又いふかし。

按に、重盛は治承三己亥年、壽四十二歳にて卒す。此寺禪宗なるも尙開山芹禪師は重盛より後代の人也、不審。其後百五六拾年過、曆應三年の頃、尊氏の臣、宮下野守兼信三百餘騎にて此寺に陣取。此時に至て舊記寺寶悉失す、唯残るものは松なり、幸にして小庵を結び此禪師を開山とす。縁記(起)、今、備中何某の寺に有と云云。

**寶 嚴 寺** 原村に有

惠日山、寶嚴寺と号。延寶年中、永仙法印開基。延享二乙丑年迄凡七拾三年。

**常 喜 院** 原村に有

本英山、常喜院と号。開基、承應年中、有長上人と云。延享二乙丑年迄凡九拾餘年。

**玉 泉 寺** 原村に有

摩尼山、玉泉寺と号。往古は泉藏坊の東の方にあり。有俊 時の住持 中山の麓に移し再建。其後、天和元年、尾關左次右衛門、祇園再造有けるに、此寺、社の前に近けれハ此所に引けり。開基、長治年中、明遍僧都也。

**地 福 院** 原村に有

瀧本山、地福院、万願寺と号。仁明天皇御宇、承和十二年、東寺第二世、檜尾僧都實惠贈僧正開基。

**増 福 寺** 原村に有

令法山、増福寺と号。開基、正應年中、興正菩薩。又、文永年中、忍雅上人再興。此寺、元來知夫利明神の近にありしを、慶安年中當浦の奉行、酒井七郎右衛門水野侯の時、住侶廣泉、此所に引、再造す。

**顯 政 寺** 原村に有

壽福山、顯政寺と号す。開基、正善院日實、文祿の頃也。第二代目、日運と云し人、諸尊を勸請し佛壇庫裏の造を成す、其以前は南

の坊と云て僅の坊たりしとなり、三代目、日富再造にて、藤井六郎右衛門水野侯當浦の奉行たりし時、寺中を廣む、今の寺是也。寺内、番神堂、山田玄佐建立也。

**妙 蓮 寺** 原村に有

法昌山、妙蓮寺と号。開基、實相院日玖。慶長十巳年草創と言。其先は法宣寺のひかしにありて、人皆淨圓坊と云けるを、寛永の比、此地に引。其後、延寶年中、藤井六郎右衛門、門前を出し本堂を建。寺内番神堂、鍛冶町松屋か建立と云。

**靜 觀 寺** 原村に有

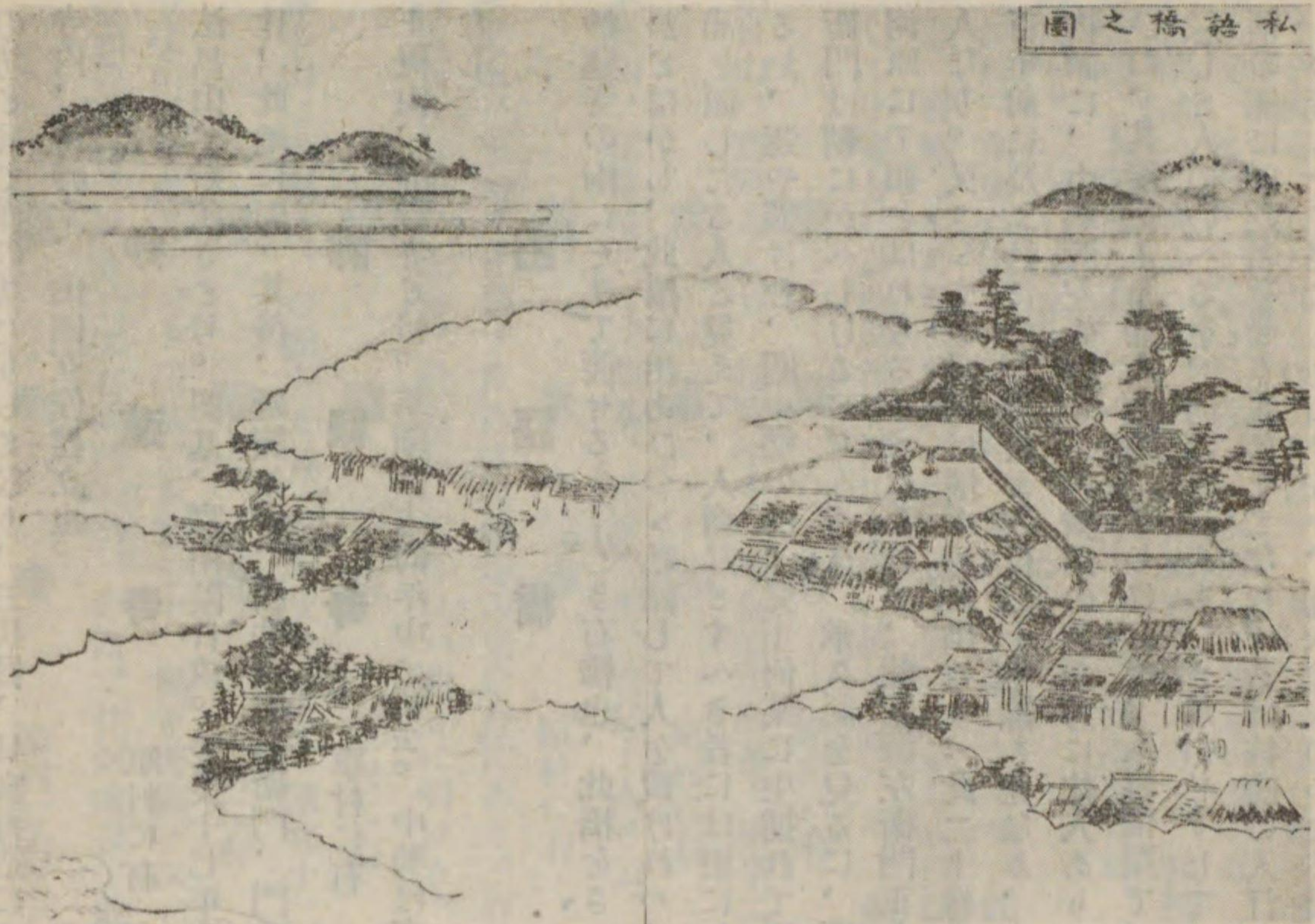
正覺山、靜觀寺と号。草創は大同年中と云云。中興は彦覺禪師也。曆應の兵亂に焼失し、又、天文の比、類焼すと云云。今、傳記なし。

**密 語 橋**

妙蓮寺の南にそひて渡せる少(小)き石橋也、此橋をさ、やきと名付る物語に、昔、輦源左衛門と言し人商ありけり、ゆきかふ者をかとはかし、此橋に出あひつゝ私語して人を賣けれハ、扱なん密語橋といひけるとなり。古記を尋るに、此、輦源左衛門正友は當浦を領したる人と見えて、人商などすへき者には更におほえす。去る承久年中六月十四日、宇治合戦の時、官軍に召加へられ出けるか、運や盡けむ、關東勢の内、兒玉何某に生捕れて既に六條河原にて頭を刎らるへきを、子息の源太正氏、身かはりに立て源左衛門は輦にかへしけるとなん。又、承久記を見るに、關東より寄手の内に兒玉とある人によ、又、山城守廣綱、同高重など、六條河原にて頭をはねらることはあれど、此輦源左衛門正友など(の)事はなし、書もらしぬるか覺束なし。されハ此正友、五百餘年前の人なり。又さ、やきの哥は懷中抄に出たり、此二十卷世になければ見えずといへど、既に能因の歌枕に此哥を載たり。此歌枕は六百年前に及ふ抄にて、承久より百七十年餘も先なり、まして能因か撰し時より幾久しき哥ならんもしらす、時代相違せり。又、或物語に、中嶋源左衛門とて古城山の乾の方に住人ありけり、其比何某の中將とやらんの子を賣ける事のあらはれて、終に刑罰にあひぬ、其靈折く、浦人を腦(惱)しければ、人皆懼栗て、源左衛門といふ名をさへ付か(け)さりけるを、今の輦源左衛門の名は所に忌しと人のいへるを、何條事かあらむと承引せずして、果は此ことに逢りと人の言き。さりければ彌浦人恐懼れて、今に至るまで輦の浦には此名をつく人なしとむ。昔は彼鹽の入江に渡して、いと長き橋の所いかめしからねは、人の心もそれに馴行、さ、やきの音もせて絶なんとしけるを、寛永の末つかた彼橋の古き木などを掘出し、少し南の方に、それとばかりに渡せしかと、年々



(私語橋之圖)



草の茂りて、いといふせきを、猶古を慕ふ心に引れ、行末久しく傳らんことを思ひ、爰に引、石をもて渡し置けり、今の橋是也。或言、さゝやきの橋は府中にありと、いつれかしらす。

懷中抄

熊野なる、音なし川に、渡さはや、さゝやきの橋、忍びくりに。

しるしらす、聲高くして、渡るかな、密語の橋、治れる世は。

能因 遊行

法宣寺

原村に有

大覺山、法宣寺と号。開基、大覺大僧正、中興開山日宥律師と云云。延文三戊戌年の建立也。三十番神堂、道越町錢龜屋造立。鐘樓は鍛冶町松屋か建立也。

按、釋大覺、諱妙實、字日光は、近衛經忠公の子也云云。

普門寺

原村に有

權大僧都遍海の建立也、遍海は藝州嚴嶋の人なり、寛永年中此浦に來り公方に草庵を結び居、慶安年中、奉行酒井七郎右衛門の時、此地を得て此寺建立す。初、持明院と云、天和の比、普門寺と号。和州泥河龍泉寺末寺なり。又言、開山快眞。

公所谷

阿彌陀寺と普門寺との間の谷なり。去る天正年中の比、將軍義昭公、暫しか程、公方に御座ありし時、諸士、此谷のこゝかしこに居けれハ、所の者公所谷と名付けると云云。

約束橋

原町より鍛冶町に渡せる橋なり。此川、麻の谷より落る水なり、延寶八庚申年、尾關左次右衛門渡せしとなり。

小烏明神

往昔より祭り來れり。土俗云、小烏は元來鍛冶の神也と、世に吹革の神といふ神事、霜月八日也。いにしへ三條小鍛冶祭之、故に鍛冶町に鎮座をまふけて小烏明神と云、鍛冶徒甚是を尊ふ。明神の氏族多し、不崇は大に害ありと云云。神主 野嶋勘太夫

古城山

古城山は南北四拾間、東西六拾間餘にして數丈ある山也、先年は城郭ありなど言傳えたれど、舊記を見されは不知。去る曆應年中頼軍の時、大可嶋と小松寺を敵味方にとり分ち、十日あまり戦ひしときも、此山の沙汰なく、又、貞治年中に足利右兵衛佐直冬を西國の探題に下し給ふ時も、彼大可嶋を住居とし給ふ。思ふに若、此山に先年城郭のあらましかは、其構も残りて此とき取たつへき事なるに、さなければ只むかしより此山は草木生茂りて、神社、僧房、其腰をめぐり、籠は三方を限り、在家まはらに立、北は密語橋のするにて一筋の水斜に流れ、こなたは中嶋と云て田畑を作りなしたれハ、城郭のありし跡とも更に覺えずして、二百三十余年の後、天正年中に毛利輝元の領内となりぬ。時に當浦の奉行は村上助康也、此山をおきながら大可嶋に居住をかまへ、文祿の末までありて、慶長の初國替り福嶋正則知行し給ひ、此浦を枝城に撰ひとりて、慶長の中頃、彼寺社を中山の麓の爰かしこにうつして、地をならし石を疊み、三重の天守既に調ひたれど、大手、矢倉などの普請いまた半ハなりしに、一國一城の仰ありて天守をおろし矢倉をさけて平城山となむ成ぬ。大崎玄番之臣福嶋其後を奉行して、元和年中の比、又國替り、水野日向守勝成、此國を給はり知行し給ひ、彼、深津郡野上の里に新に城を築居給ひ、長子勝俊は此浦此所におはしましたける。其後、寛永のすゑつかた、勝俊に家督を給はりて彼野上の城に移り給ふときに、萩野新右衛門、奉行の初として當浦を預り、勝俊の居給ひし跡をしめて其(に)うつり行、殿町の分を地わけして町屋となせり、今新町分といへる是也。

幸の神

石井町濱通りにあり

茂明神

石井町に有

古來より鎮座、祭神不知

夷小祠

石井町に有

社人 野島石見



磯のむろの木

關町濱邊にありしといひ傳えたり、三かへ程ありて梢は向江嶋に横り、反橋の掛たるやうに見ゆる木なれども、帆持る船の往來にも障らすとなく、いつしか枯倒れ、今はたゞ名の残るも本意なし。絶て久しきことなれば、此浦に住む人も跡さへしらぬも、いと口惜きに、唯かの祇園會の山にかさすのみ、むかしの名残りけり。

万葉集第三日、天平二年冬十二月、太宰帥大伴郷(卿)。

向京上道之時、過輶浦日作歌三首

吾妹子之見師輶浦之天木香樹者常世有跡見之人曾奈吉

輶浦之磯之室木見每相見之妹者將所忘八方

此哥、新撰勅集第十九ニ、わすれんやは、大納言旅人とあり。

磯上丹根蔓室木見之人乎何在登問者語將告可

梓弓磯邊にたてる室の木のごことはに打輶の浦波

夫木集卅五

輶の浦の浪路はるかに漕船のそかひに見ゆる磯の天木香樹

天平二年、太宰帥大伴卿、向京の時、作哥の中、輶の浦、天木香樹は常世に有とよみ侍りぬれど、年経ぬれハ知れる人さた

かならされハ、いふかしく思ひ侍るに、年おいたる人の見え侍りければよみて

年経たる輶の浦人ごとはん幾世におひし磯の室木

旗の崎

關町の濱にあり、輶軍の時、此所にて旗揃せしとて旗の崎と云ける。

夷小祠

關町に有。往昔此所に祇園の鎮座ありしか、今の社地に遷座ありてより此所を神幸の地にせしとなり。

渡守

關町にあり。往昔、此所、渡守明神の鎮座ありし。今札辻といえり。

沖見堂

西町の内にあり。此所いまだ定らざる時、沖にむかひて一遍上人の流をくむ御堂有けり、慶長年中、此處町割ありしとき、西に移して今の本願寺是なり。依て此所を今に沖見堂と云。

淨泉寺

海寶山、實相院、淨泉寺と号、開山、秀蓮社閑譽上人慶存和尚なり。元和年中の開基。阿彌陀寺末寺なり。

福禪寺

海岸山、千手院、福禪寺と号。往古、觀音堂と言しを、後、改めて福禪寺と号。開基、光勝空也上人造立。空也、所々に七ヶ所の伽藍を建給ふ内、第一の靈場となり。本尊千手觀音、後永祿の比、回祿の變のありて、慶長の頃、尊榮法印再興、今の寺是也。天曆の古は村上天皇勅願所也。寛永年中、嵯峨大覺寺二品法親王と言しは、後陽成院第三宮にて、同十五年安藝の籠(殿)嶋に詣て、此寺に入らせ給ひ、好景を飽かすや思しけむ、住侶榮觀に仰て彼寺の末寺と成し給ふ。寺中、熊野權現の社あり。西町、大佛屋、那智に三七日參籠して靈夢を蒙り、文治五年に三社を勸請す。庚申堂、寛文中に建と云。

本尊觀音緣起

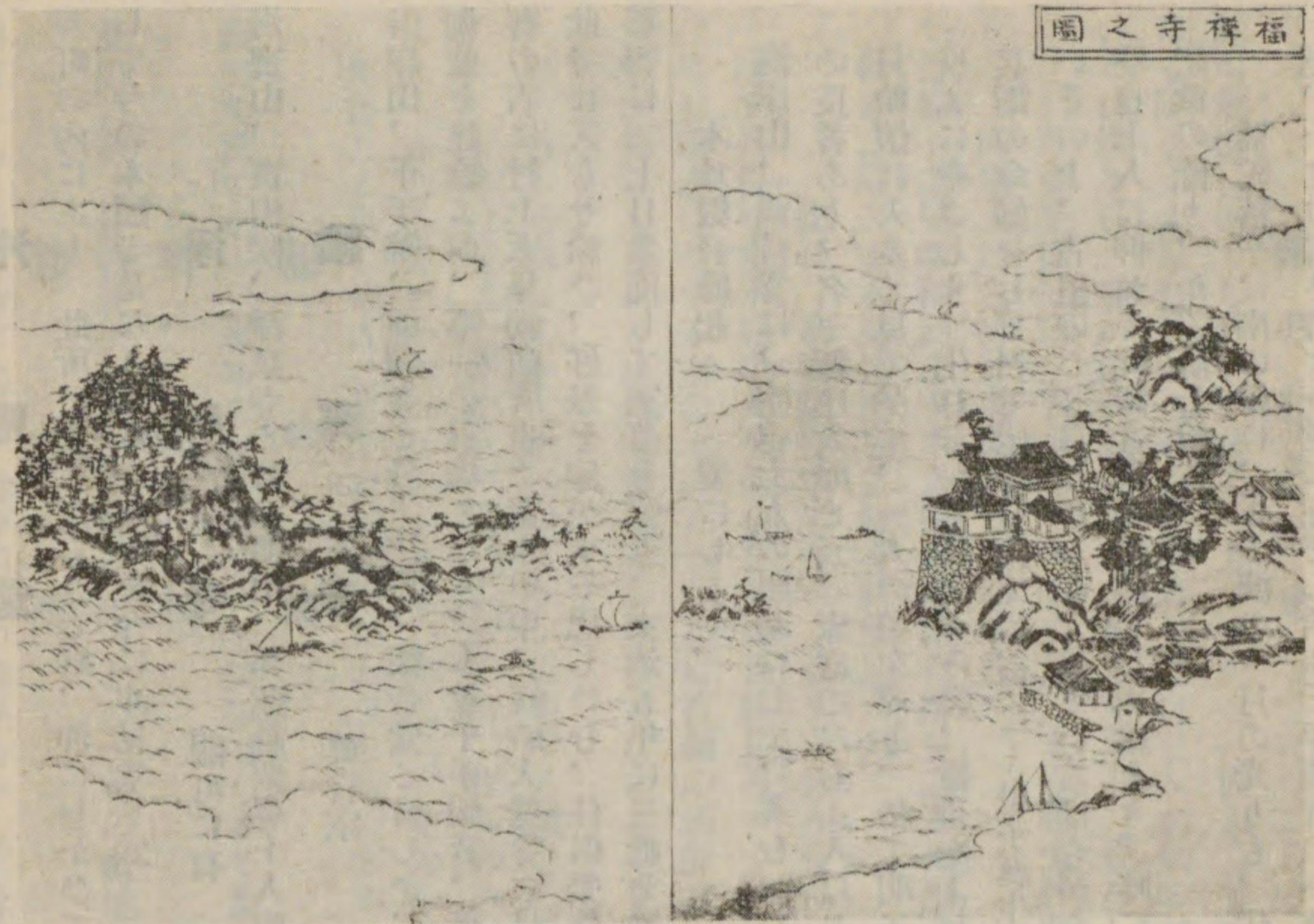
爰にしるす

海岸山、福禪寺は、空也上人の開基にして、其むかし村上天皇の御願所也。抑、濫觴を尋るに、昔、承平の頃、當國沼隈郡に獨の長者あり、名を新庄太郎と云、家富てならふ人なし、慈悲深く忠孝備はれり。其妻三十のころ、月くまなくあかき夜の夢に、月輪懷に入ると見て孕す、一人の娘を産り、依て明子と名付たり。かたちうるはしくて、楊貴妃、李夫人にもおどらす、心さまゆふにやさしく、生れながら物をよみ書、能哥をよむ、管絃舞曲を好ければ、其ほまれかくれなく、頓而、天曆の帝聞し召て、兵衛の命婦をして召て妃とし給ふに、程なく皇子誕生し給へり、此皇子分て美しく、かしくして、帝の寵愛殊更なり。妃、常にいその上、古里のことなつかしく、かそいろはらからも戀しかりければ、皇子の寶壽遠長のため、且は衆生の離苦得樂の爲に、空也上人に仰せて此觀音堂を營構せしめ給えり。時に天下安全の御願所として若干の供料寄附し給へり、伽藍成就せしとき、皇妃歎の餘り、かく詠し給ふ。

補陀落や、南の岸に、よる波の、月の光りも、代々の燈火。

則、いとけなき時より常に守とし給ふ千手觀音の小像に、此歌を卷そへて石の函に納、堂の下に埋むとあれハ、帝聞し召て忝も





自、龍管を染て普門品を書し、ともに納め給えり。且又、本尊出現の因縁は、當初、延喜帝の御夢に、何國とも知し召さす海岸に行幸あり、南方より千手觀音、光明赫奕として來らせ給ふと觀覽ある。是靈感なりと思召、諸國の浦ノへ勅使立させ給ふ。勅使、攝津國難波津に下着あり、所の者に此邊に不思議なる事なしやと問給へハ、浦人の言、此頃夜々海中に光明あり、船さし寄見れとも光の所在を見定め侍らすと申。しからハ今宵逗留し實否を見るへしとて、其夜海士の賤家に宿して見給ふに、案に違はず、沖の方より光耀やき、磯による。勅使、船さしよせて見給ふに、水中に一寸八歩の千手の尊像立玉へり。則、取上奉り帝へ捧給へハ、斜ならず御感あり、常に禮拜供養し給へり。其後、天曆帝、當寺御草創の時、本尊になされ度思召けれども小佛にて、伽藍の本尊には如何とて、惠心僧都へ詔ありて彼小像を御首に籠め、唯今の本尊を造らせしめて安置し給へり。脇士不動、毘沙門は高祖弘法大師の御作とやかや。皇妃の父母を始として國中の貴賤男女歡喜の歩みを運び、歸依の頭をかたふけり。其後兩度回祿にあひしかと、堂および本尊は恙なくして今にあり。靈驗揭焉にして常念恭敬の輩は、七難三毒自滅し、禮拜供養の類ひは、二求兩願忽にみつ。いはんや三五の横死をまぬかれ、十五の善士を得ること、金口の誠説たのみあり。經曰、或現長者身、或現婦女身と、蓋長者并に皇妃は觀音の應化ならん。しかのみならず、當寺は風景三國無雙にして、一見の人、來る事のおそかりしことを悔み、再遊の客、歸ることの早からんことをかなしむ、實に觀音(の)淨土なるへし。彼、南海の光明山も、豈能これにまさらむや。縁起ひろしといへども、大概かくのことし。

靈寶

- 一、十一面觀音 普相丞筆
- 一、毘沙門天 隆信忠筆
- 一、愛染明王 興正菩薩筆
- 一、五大尊 慈覺大師筆
- 一、山越彌陀 惠心筆
- 一、不動明王 妙卓筆
- 一、大師明神 金剛筆
- 一、眼引大師 自筆、善通寺七幅之内
- 一、牛 玉 河州金剛山方應永元年に出
- 一、矢 根 能登守教經所持
- 一、首楞教經 村上帝寄進
- 一、古錢十萬疋 新庄太郎寄附狀

右之外、靈寶多あれとも畧之。

正徳元辛卯年秋九月、朝鮮人來聘の時、李邦彦南岡と号する人、當寺の風景を美歎して、日東第一形勝といふ六字を書、此額今に有。蓋、李邦彦、字美伯、朝鮮完山人、官通訓大夫行弘文館校理知製教兼經筵侍讀春秋館紀注。正徳辛卯來聘の時、爲從事。寬延戊辰の夏、韓使來聘。おなし秋七月歸帆の時、正使洪啓禧、副使南泰者、從事曹命采、製述官朴敬行、書記李鳳煥、柳近、李命啓、此寺に遊び、各詩を賦し景を賞す。且洪景海をして對潮樓の三大字を書せしめ、寺僧にあたえて扁額とせしむ。其他、歷代韓使の詩文甚多し、枚舉に遑あらず。

上使

- 縹緲鰲頭最上臺。 八窓簾箔倚天開。 煙生極浦斜暉歛。 雪罷遙山霽色來。 海内幾人能此會。 天涯遠客得重廻。
- 秋風不盡登高興。 又醉新年柏葉杯。
- 辛卯除夕平泉題于福禪寺、曾於重陽過此、故結句及之。

副使

- 天涯歲盡客登臺。 大海遙山極坐(六郡志、福山志料は浦開)。
- 征棹曾隨秋月過。 歸帆今逐夕陽來。
- 空洲石出潮初落。
- 絕域春生雁欲回。 賴有諸公同此會。
- 不妨終夜盡(六郡志、福山志料は磬)深杯。



辛卯除夕、東歸靖庵題。

從事

海畔岩巖百尺臺。寺門高傍白雲開。寒潮極浦煙光淡。返照遙山雪色來。落帽曾成佳節飲。歸帆猶趁舊年回。

天涯此夕(六郡志、福山志料は日)真堪借。強舉樽前柏酒杯。

辛卯歲除夕東歸歸客、次唐律韻、題于福禪寺、曾於重九日過此、故篇中及之。

福禪寺樓次杜工部韻

前輩乘槎至。人々說此樓。海低何處極。樹老與同浮。孤月留吾客。千燈繫郡舟。雞鳴猶未起。河漢已西流。

朝鮮國通信正史澹窩、走草。

東南形勝地。第一此高樓。浩々天無阻。飄々岸欲浮。長風吹素月。孤燭繫歸舟。半夜清靈(六郡志、福山志料は虛)界。新秋又火流。

朝鮮副使竹裏稿。

夜上福禪寺次杜少陵韻

滾々難窮水。搖々不出(六郡志、福山志料は定)樓。月逢歸客上。山對老僧浮。天海他無物。旗旌獨返舟。憑欄望不盡。宸北夜雲流。

戊辰七夕後三夕、朝鮮通信從事題

有磯

遊女町なり。伊豫國人、宮内と云し人、建けるとなん。寛永の末つかたより此町の名ありと。

我戀は、有磯の浦の、風をいたみ、しきりによする、浪の間もなし。

我戀は、よむとも盡し、ありそ海の、濱のまさは、讀盡すとも。

是等の心はへにて名付くともむ。

平家物語に云。肥後(源平盛衰記には備後とある)の國の住人、奴可の入道西叔(寂)は平家に志深かりければ、其勢三千餘騎にて伊豫國へおし渡り、道前道後の境なる、たかなをの城に押寄せて、さんくんに責ければ、河野四郎通清打死す、子息河野四郎通信は安

伊勢 同

藝國の住人、奴田の次郎は母方の伯父なりければ、それへ越えてありあはず、父を討せて安からず思ひけるが、いかにもして西叔(寂)をうちとらんと伺ひける。ぬかの入道西叔(寂)は四國の狼籍をしつめて、今年正月十五日、備後の輒浦へおし渡り、遊女遊女とも召あつめて、あそびたはふれ酒宴しける所へ、河野四郎通信思ひ切たる者とも百余人あひかたらひて、ぼつとおしよする。西寂の方にも三百餘人ありけれども、俄こにて有ければ思ひまふけす、あはてふためきけるか、たてあふ者をは射ふせ切ふせ、先、西寂をいけりて伊與國へおし渡り、父かうたれたるたかなをの城まで連行、首をうちたりともいふ。太平記云。新田足利相挑んで未戰處に、本間孫四郎重氏、黄瓦毛なる馬の太く逞きに、紅下濃の鎧着て、只一騎和田の御崎の波打際に馬うちよせて、澳なる船に向て大音聲を擧て申けるは、將軍、筑紫より御上洛候へは、さためて輒浦、尾道の傾城共、多く被召具候らん、其爲に珍らしき御肴一ツ推て進候はん、暫く御待候へといふまゝに、上差の流鏑矢を振て羽のすこし廣かりけるを、鞍の前輪に當てかき直し、二所藤の弓の握太なるを取副、小松陰に馬を打寄て、浪の上なる鴨の、己か影にて魚を驚し、飛さがる程をそ待たりけると云云。此浦の遊女町濫觴をしられとも、此等の書に載たれば、壽永、元暦の前よりありしと見たり。

福寺

南林山圓福寺と号、福島左衛門大夫正則、守本尊釋迦を納む。又、城山に有所の鎮守辨才天を移す。則、寺中に小祠あり。慶長年中まで釋迦堂と云て、小松寺のひかしに有けるを、住持快音、今の大可嶋にうつして圓福寺と号。其後、寛永年中、萩野新右衛門奉行たりしとき、彼後地に護全寺とて小寺ありしを、僧有長爰に引て一寺とす。又、寛文年中、僧深慶、造齋之、今の佛閣是也。

地藏院

鶴林山、十輪寺、地藏院と号。應永年中、僧有真中興、至今凡三百五十年。

公方

江浦町の内に入り。天正年中、京都騷亂の後、將軍義昭公、信長と隙ありて、しはしか内、此所におはしける。此邊を土俗公方と唱來れるも、據此歎。其後、渡邊民部供奉して山田村に入奉る。將軍當浦に下り給とき、武田法印と言醫師、御供にて來と云云。幽齋行記に云。天正五年七月十八日の朝、輒浦まで越え侍るに、武田法印かりそめの宿りなれど、亭などありて涼しき由あれハ、たかむしろに終日ありて、暮方に舟出すべきよしをいへは、法印發句所望なり。

名残ある、月やとも綱、湊船。



又、武田法印の名残として、地藏院に大般若經を寄附せられけり。

夷小祠 西町に有

同 江浦町に有

南禪坊 一向宗

海流山、南禪坊と号。天正年中、村上左衛門尉助康建立。開基、山南村尊榮。至今凡百六十餘年。

阿彌陀寺 淨土宗

心光山、護念院、阿彌陀寺と号。永祿年中開基、開山閻連社天譽上人岌井大和尚。往昔、古城山の東の麓にありしを、慶長年中此地に引。寺内觀音堂あり、延寶年中、關町大坂屋建造。地藏堂あり、同年、道越町境屋建立。鐘樓は慶安年間、有磯町奈良屋建立と云云。

靈寶

一、丈六彌陀 惠心僧都作

一、目明本尊 繪像一幅

彌陀佛 長五寸五分 觀音勢至 長三寸三分

滿仲御臺所像 長壹寸余 惠心之筆

右、目明本尊由緒は、六孫王御子、多田滿仲公の御臺所、御子を慕ひ給て兩眼を泣つふし給故、滿仲公、惠心僧都へ委く語り深く悲給ふ。依之、則、御衣の袖に右の像を書顯し、盲目の御臺所へ授て曰、是、阿彌陀佛の其元を救ひ給躰也、信心決定して拜み候へとありしに、扱は難し有拜し奉るへしといへる一念の信心に、両眼忽開て明かに成給故、目明本尊と傳え來れり。滿仲公之御子トハ、美丈丸也。

一、空也上人所持、鰐口

一、涅槃像 一幅 永徳筆

一、立像彌陀 宅磨筆

明圓寺 一向宗 原村に有

松江山、明圓寺と号。開基、寶泉俗姓。天文二巳年建立。往昔、山田村にあり。鐘樓は承應年間、長賢建。

源正寺 淨土宗 平村に立

本空山、瑞光院、源正寺と号。開山、仙連社翁譽上人休陰和尚。慶長年中開基。阿彌陀寺末寺。

醫王寺 眞言宗 平村に立

桃林山、慈眼院、醫王寺と号。開山、弘法大師、天長年中の草創。其後火災あり、中興は眞永上人、享祿年間再興と云云。

愛宕 平村に有

醫王寺の後山にあり、奉行尾關佐次右衛門のとき、延寶八庚申年造立と云云。祭神、地藏尊。

室野

輛の西に當りて、愛宕山の後に有名所なり。

讀人不知

旅ねして、月はかりこそ、輛の浦の、磯の室野に、あけぬ此夜は。

曆應年中、新田武藏少將義宗、脇屋右衛門佐義治、出羽國羽黒山麓に塾す。翌春、四國の土居、得能を憑に渡海す。和泉堺より乗船、備後輛に至、逆風楫を留て暫此所に日を重ぬ。女姓(性)北方ともに、越方のおもひをはらす。折節、歸鴈雲井に音つれければ、義治北の方硯をとりて。

又來んと、たのむの鴈の、別れ路は、待間久しき、名残なりけれ。

專修庵 平村に立

明曆年中、蓮譽露身開基。阿彌陀寺末庵也。

部山 同所に在

能登原坂を後に、明神山を東の磯際に見おろして、一の山有是也。此名、深津郡にも有、いふかし。

後堀川百首

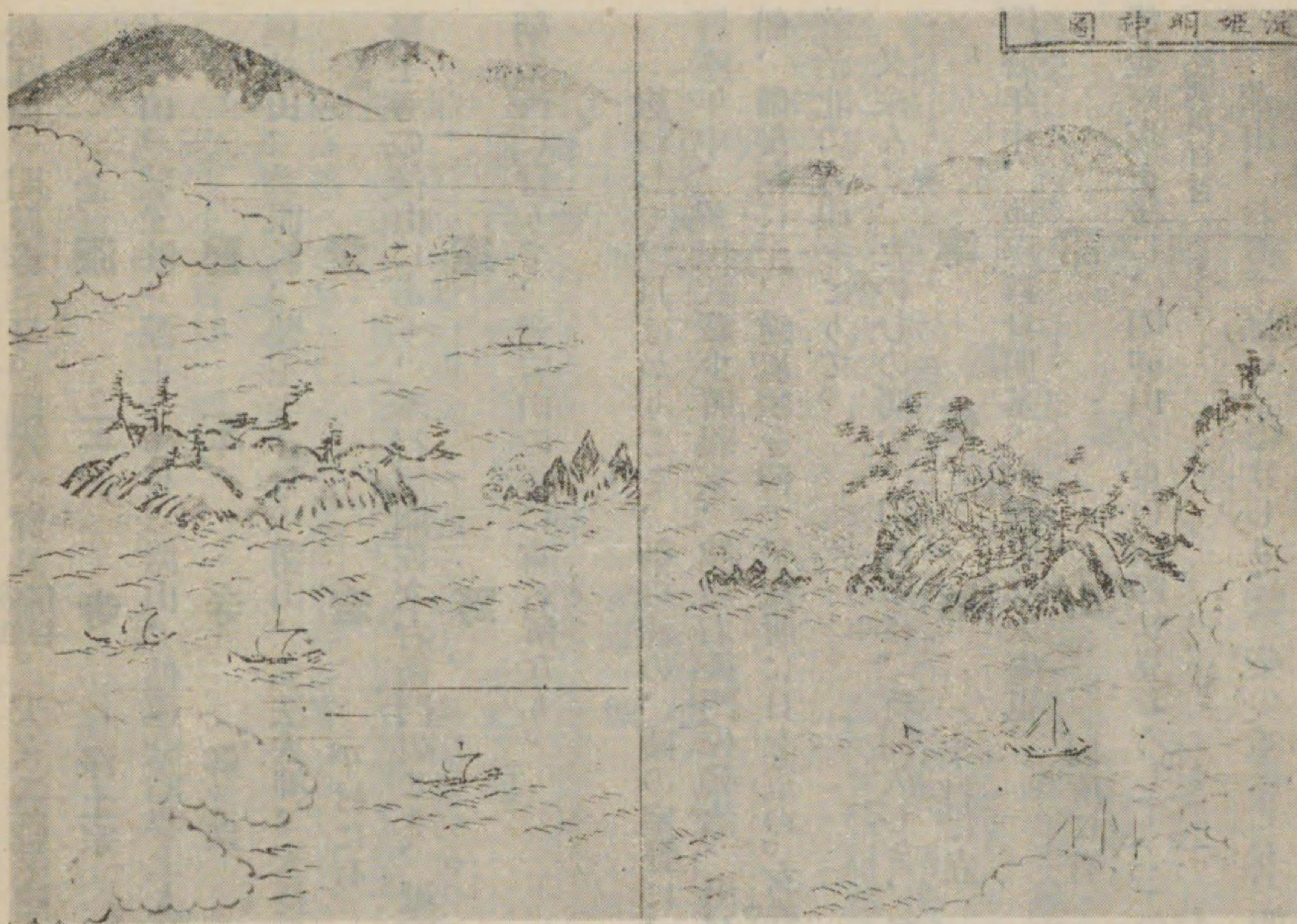
蒨山、おろす風の、はけしさに、柴のさほそも、明ぬ比かな。

蒨山、風はおろせと、時鳥、聲はこもらぬ、物にそありける。

常陸 俊頼



(淀姫明神圖)



六帖

菴山、おろしの風の、はやければ、ちる紅葉はを、着ぬ人そなき。

同

菴山、おろしの風の、寒むければ、鴈の初音に、鳴てこそふせ、

俊

頼

昔物語に、此浦に行衛もしらす、さまでげしうはあらぬ夫婦の者住けり、此おとこ築(築)紫にゆかりもたるとてまかりけるに、此度は、いかゞはしけむ、歸るさの日數も、やゝ過、ことに野風吹風の音、沖津しら波さわかしければ、いとゞうしろめたくやおもひけん、暮れば歸り、明ぬれば此菴山に今や歸くると待つゝなむありける。男もこなたの事露わすれねハ、そのことこのあらましにて、としやおそしとかへり來るに、時しもあれ、浦吹風の舟をもみ、行衛を浪にはなたれて、千尋の底のみくすとなむなりしかは、なしかはかへるへき、女はさりともしらて、なを此山に暮しつゝ、過行船をそれかあらぬかど見れども、更に音つれたになければ、いとゞうしとや思ひけん、終に此山に立なから、むなしくなりぬとなり。かの唐に夫を待わひて武昌山に石となり、又我朝のひれふる山のためしなど、思ひ覺えていとあはれなり。其後、此女雨風はけしき折くは、もとの形して此山に立ければ、所の者あはれみて、その夫婦の者の調度ともを物しかへ、此菴山の北に庵をむすひ、彼か後世をよきにと、さる僧をたのみ、千日の念佛いとなみければ、立けるかたちも失けりとなん。その庵を西養寺といひ、天文年中までもありけるを、後たふれふしたるまゝ、とりたつる人もあらされはにや、今は人すまぬ野はらとなりぬと云云。

淀姫大明神

乾の浦の邊にあり。本社は欽明帝二十五年、肥前國佐賀郡に崇奉る神功皇后御妹姫也。土俗云、往年此所に船かゝりし給ふ、則、淀姫大明神といはふと、其實をしらす。

神事七月七日

神主 大宮民部

慈眼寺

中納言基頼と言人、周防國山口に暫住給ひしに、義隆の難を遁れて鞆浦へ來り、奉行山名何某を頼み住給。程なく身まかりたまひ、此寺に葬。基頼を梅翁と云、妻を梨春と戒名して、梅翁の墓には梅を植へ、梨春の墓には松を植へ置ける。其後、此寺絶く成て、寺務を執行ふ人もなければ、狐狸の住所と成て今はなし。

長福寺 真言宗

草創不知。慶長の比、住持有明といふ。今破却。

泉藏坊 同

草創不知。天正の比、住持眞慶といふ。今廢すといへり。

鞆浦志一終



# 鞆浦志二

## 時の鐘

昔は此浦に時の鐘といふ物なし。霧の朝た、五月雨の夕部には甚た歎しか、延寶午の年秋、尾關氏はしめて時の鐘をいとなみける也。其後、寶曆年中に至て、花鯨改鑄す。其銘爰に追補す。

備後國都、元無府城。元和之初、第(茅)土互遷、水野勝成從(徒)封此地、時承兵後、四郊有警、候(侯)相形勢、新築新城、今福山城此、其本構城南三里、此曰鞆津、沿海三津皆名馬頭、東曰兵庫、西曰室津、各國所轄此居其一、既置津官、以蒞其事、陸海所道、常務甚急、迤南小島、史稱大岬、燈亭一座、望鏡一架、燈標、夜渡、鏡資、探察、本司所統誰何最嚴、後有尾關季番、初來建議、舟驛所設、百爾無缺、漏於夜柝、獨爲不利、更有鼓鐘、鼓不鐘、請朝置鐘、以報子午、軍國之用於是爲備、後數十年、鐘脉稍絕、啞音日進、寶曆癸酉本廳進議、再鑄改作、相府允報、悉如所乞、明年甲戌、季(委)吏董功、銅錫得齊、肉孔如法、胎範工程凡數日成、聲力比舊、一里而遙。辭曰。

梟匠告成 龍鈕高懸 明晦不欺 風雨無遷 信以被民 敬以奉天 斯祈斯祭 一聲万年

寶曆四年甲戌春正月

臣 金秀謹撰  
本司 臣小野高忠奉命改鑄

冶工 渡邊信

## 「要害山鐘銘」

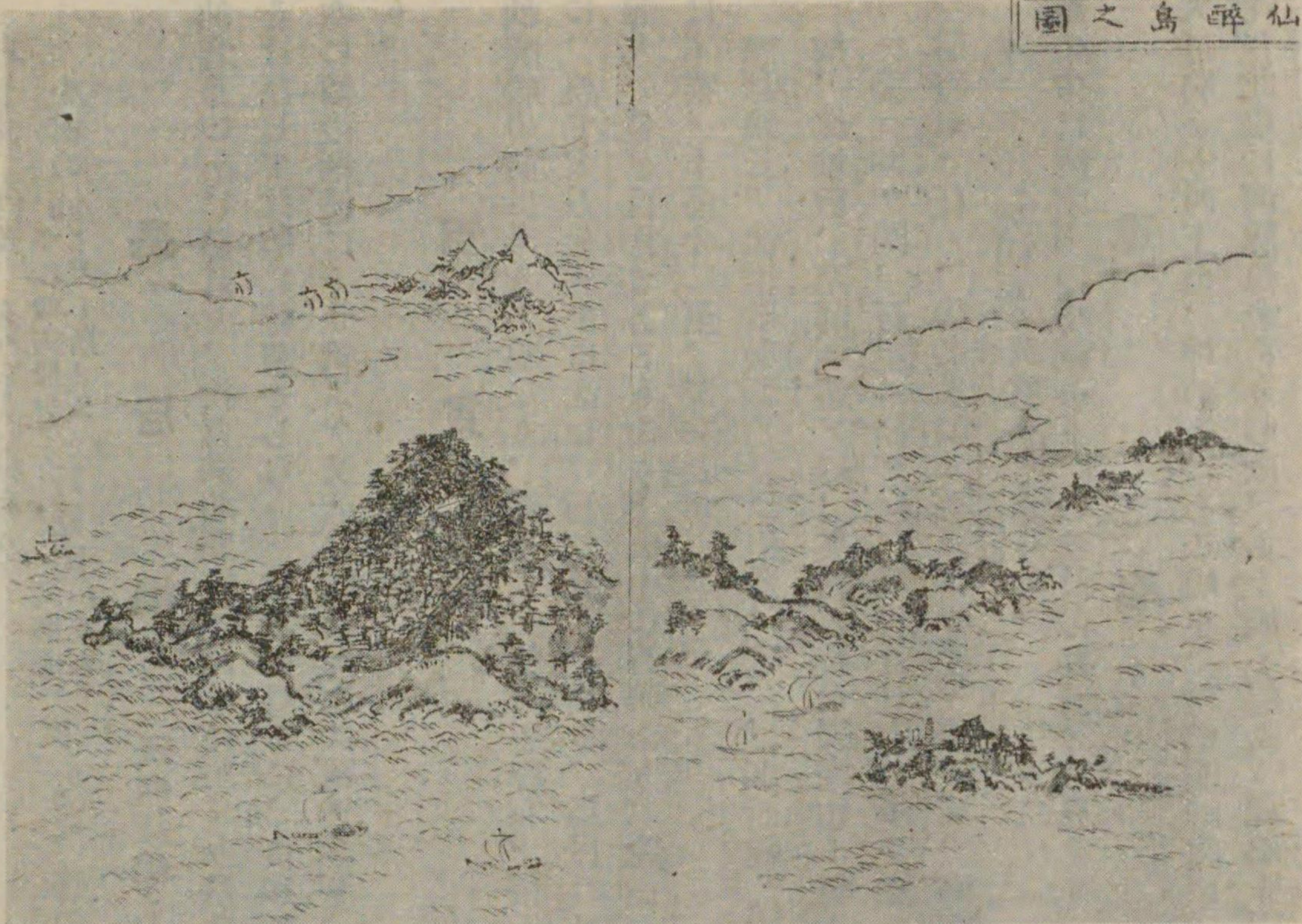
(校訂者曰、原本には「要害山鐘銘」の五字は無いが、六郡志に依り夫れを確め得たので之を) (加へておく。尙此の銘には長い序もあるのであるが、原本には唯此の銘のみ掲げてある。)

鞆津振古 云輻湊津 要害俗稱 大可迹陳 爰爲鯨鐘 以轉鴻鈞 九乳奮響 萬聽洗塵 景陽雨夜 長樂花晨 寒雲何隔 谷(西備名區には爲)應有眞 知風之自 無遠不臻 惟是馨德 永覃(西備名區には寧)斯民。

貞享元甲子年製

(仙醉島之圖)

圖之島醉仙



右大可島古鐘銘序文畧之。

## 大可島

福山下書生 中島道允識  
鞆津奉行 生原忠知更鑄  
治工 佐藤清次

浦の者は要害と言。古へ尊氏の二男右兵衛佐直冬探題の時の居城となり、其後貳百三十餘年の間、誰住むとも不知。天正年中に毛利氏の家臣、村上左衛門尉助康の居住有し後は、荒のままさりけるを、慶長年中に艸を拂ひ地を開き、小松寺の東にありし釋迦堂を引、寺地となせり、今の圓福寺是なり。又、此山の南の浪打際に、五筆和尙の書給へる文字とて、一くたり有りとなん、今さたかに見えず。又、西の岸に獨立亭々としてありけるを、居士の松と言ける、今枯てなし。祇園の旅所、もと福禪寺にありしを、延寶年中、藤井六郎右衛門の時、爰に引けり。此嶋いにしへは鞆の地を、はなれたりしか、いつとなく陸地につきて家造りし、いらかを並へたり。曆應三年五月、脇屋義助幕下、金屋(谷)修理太夫、於此所一與尊氏合戰數有之。

## 仙醉嶋

又、面向不背島と言

鞆の東南に有、海路七丁と云。俗云、往昔大相國清盛、嚴嶋明神を爰に祭らんとす、しかれども嶋中狭くして心のまならず、藝州今の地に移す、因て此嶋に七浦七ひすあり、故に嚴嶋明神をは、祇園社内に勧請す。

- 田の浦 南ノ方 彦 浦 南ノ方
- 明神の前 東ノ方 大松 浦 東ノ方
- こかき浦 西ノ方 經か崎 北ノ方
- 深山尻 北ノ方



右七浦、何茂、あひすの祠あり。小松の浦小松殿御船か。月見山山とも。牛か首、等の浦あり。こかき浦には虚空藏堂のありしか、今はなし。

皇 后 嶋 又向江嶋と書

仙醉島の南に當れり、往昔神功皇后、此嶋にかゝり給ひし故、名とす。又、昔語言。直冬、西國の探題に下り給ふ時、迎ひの船よそほひして此嶋に待請せしなり。古記を見るに、貞和年中に左兵衛督直義のはからひとして、直冬を探題となし、先、備前に下し次に備後靱浦に下し給ふ。又云、此島南北に貳ツあり、一ハ皇后嶋南を、こうご音によひ、北を、むかへど、よみによふといへり。

百 貫 嶋

仙醉嶋の前にある小嶋なり、靱より海路貳丁程有。俗云、往古、近江國何某とやらん、安藝國嚴嶋へ詣るとて此嶋に船繫し給ふ時に、誤て太刀を海中に沈む、浦の海人を頼み、鳥目百貫を出して取上させし、因て名とすと云云。嶋の中に、彼海人の墓あり。又海人の名を百官と言ともあり。嶋中に石碑あり、慶長の頃、遊撃將軍沈惟敬、かへるさの形見に建けると云。又、此所に死すと云は不審。土俗今に至、遊撃の墓と唱。

懲録云。沈惟敬與ニ平行長ニ相熟、欲臨レ事而彌ニ縫之、不<sub>下</sub>以<sub>ニ</sub>實情<sub>一</sub>聞<sub>ニ</sub>朝廷<sub>一</sub>、於是石星沈惟敬皆得<sub>レ</sub>罪行長小西攝津守。

按、沈惟敬、京師ニ遊フ時、吳國ノ妓女陳澹如ト契リ睦シ、澹如カ僕鄭四後改陳加注日本對州ニ在テ、能和事ヲ知、惟敬數コレニ因テ委コレヲ聞、石星ニ語テ曰、我善ク日本ノ事ヲ知ルト、石星天朝ニ奏ス、命曰、沈惟敬朝鮮ニ至テ和好ヲ議スヘシト、假ニ遊撃將軍ニ任ス、後又本朝ニ來ルコト度々也。又、南朝平攘壞録ヲ見ルニ、沈惟敬、於二十七年九月念四日取決云云。然レハ日本ニテ不<sub>レ</sub>死明矣。取決トハ行刑也、二十七年ハ萬曆二十七年ナリ。

島の中に辨才天の小祠あり、いつれの勸請とも見えず。正保年中、萩野新右衛門の時、再興と云云。

瓊 嶋

大可嶋より四丁余、坤の方にある嶋也。瓊嶋明神鎮座。往昔此嶋に河豚魚多ありし故、ふく嶋と唱ふ。福嶋正則の時、名の似たるを諱て瓊嶋と唱へ改しと云云。

洲 上 嶋

靱より九丁餘、瓊嶋の西に當れり、小嶋也。

躑 躅 嶋

靱より壹里餘、仙醉嶋の東南にあり。

走 島

靱より壹里餘、東南にあり。

袴 島 宇治島

いつれも靱より貳里半餘、東南にあり。

鍛 冶 島

靱より壹里。往昔、波平行安と云刀鍛冶、此嶋に暫住す、因て今此名ありといふ。

田 嶋

靱より三里、西の方にあり。

百 嶋 横 嶋

右に同じ、いつれも並ひたる嶋なり。

矢 の 嶋

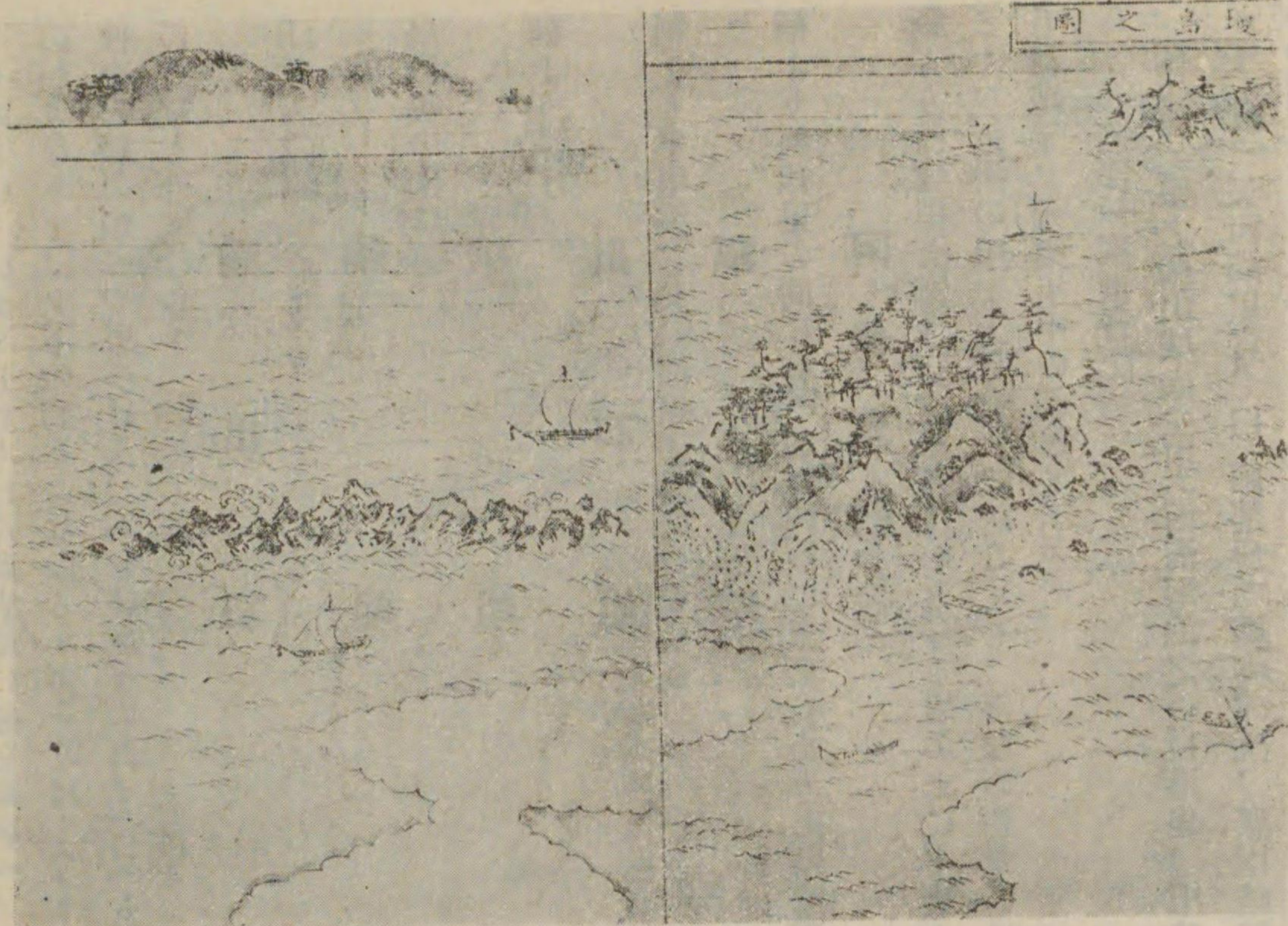
能登守教經、西國落の時、此島にて射たりし矢、根を生し、一嶋篋竹となりたる云、今以鬱蒼たり、諸人伐て篋とするに甚宜し、代々重寶とす。

箕 嶋

靱より貳里許良、福山の方に有。能登殿、八嶋を立て備後國箕嶋に着給ふ由、平家物語に見えたり。

四 郎 三 郎 岨

靱より七丁程東、向江嶋の北に有。昔時、四郎三郎と云船長の大石を積ミ



(瓊島之圖)



上りぬるに、いかゞしたりけん此岩端に船を乗居へ、せんかたなきに、その石を切おとし舟はかり浮へければ、いやかうへに又石のかさなりて、上下の船をこなはるゝ事そこはくなり、よつて此石を四郎三郎岨と名付と言。其後、沈遊撃、此浦に居たりし時、往來の船の煩どや思ひけん、石を建させぬれど、是も荒浪にたふれふして後、寛永の末、荻野新右衛門(の)時、又、三尋木を建しにそれも今はなし。

江の浦の沖に有。涌出石

皇后嶋の南に有。鷗岨

輓より貳丁。檣岨

輓より半里許、又、油岨と云。出石岨

輓より阿伏兔の間に有。昔時四國にて狐狩ありし時、狐多く浪に乗て來り、此所に揚る。依て土俗此所を狐崎といふ。

阿伏兔觀音

輓より西壹里許海邊也、三尋ばかりなる岩の上に安置す。眼下は渺茫たる滄海にして、四國の山遙につらなり、上下の舟は粟のこごとく、近邊の嶋々玉を蒔たるかごとし。無雙の勝景いはんかたなし。寺は山下にあり、海潮山、盤臺寺と号。開山は建智和尚なり毛利輝元、元龜年中の創建と云云。

阿部戸觀世音記

輓津在備之福山城南三里、西海聚泊之一巨港也、相傳神功皇后西征凱旋、棄輓於此浦故名云本朝古稱輓為射者之具勝蹟名區居多矣、不詳于此、又西南里許、曰阿部戸、嶙峋硨磲、懸崖峭壁、上有觀音閣、安阿那婆婁吉低輪像、土人云、江浦南浦、漁夫有夢事、詣紀州熊野三山祠、會有土木之事、勸給其伎、三閱月而還、一日薄暮出漁、覺網底稍重、水上閃々、光射舟中、舉而視焉、則觀自

(阿伏兔之圖)



在石像宛如也、長二尺、腰一圍、匪尋常一二人之力能擡起也、昔告諸漁、胥共感嘆奉持、而崇置於阿部戸厓上、架樹掩籬、暫障風日、其夜復夢告曰、汝德厚信行、遠登三山、力俊自勞、是以神明納焉、故授汝靈物、以證前籙、自今汝家宜號三山矣、依之世々稱三山某次郎右衛門、雖未審其年祀、六郡志は紀、豈天正初間事歟、又像背有一螺殼、々中藏古泉三十餘、見存之者只三錢也已、貨泉和銅開珍、政和通寶、顧唐文宗蛤殼裏之像、亦可併按也、側有寶大寺、僧建智、聽漁之言、拜趨作禮、日拈香花、乃興營構之志焉、時之州牧毛利輝元、創立一字、且寄燈火之料、至于今之太守水野家、崇其故址、拓治六郡志により治字を補ふ、磴磴、僧房鐘樓相繼建置、具有別記、在焉、一登斯閣也、萬峯林立、爭獻秀爽、烟海渺然、天水相接、豫讚之域、在指顧中、蓋萬里雲景也、伏瞰下方、剛風捲衣、怒潮噴崖、怪石罅垂、神悸股栗、抑金陵觀音嶺之所、謂帆檣僅在扉間者、是今日之同譚也、寺在半腹、古樹蔥蔚、空翠拂入、六郡志には人、江山林野、層見疊出、蜃光龍光、隱顯明滅、夫煙中之漁歌、濤外之征帆、雪朝日、六郡志は月夕、雨奇晴好、殊狀異態、井(弗)可(弗)彈述、韓客之題詠、騷人之篇什、散在口碑、真卓偉奇絕之觀也、杳然隔塵寰、頓(六郡志により頓字を補ふ、離却氣習、此廼南方無垢之世界乎非乎、古曰、信觀音者、不必補陀、信補陀者、不必海矣、由是略之、于熊野山、于補陀岸、蛤裡與網裡、措而不論焉、神明之應、妙智之力、唯在真人之信與不信而已、苟使下念彼之徒、若三山氏之信、則應力之遺臻、猶我網中物也必矣、熊野也、補陀也、不俟他須、而況於親信、此所出于熊野神授之普陀落迦山、大士者乎、適與寺僧語、因敘其說、以終記之言云。

備陽後學 中島道允記



朝鮮の信使、來朝の時は、毎度米紙菓子等を奉ること、例として盤臺寺に納。

鋪名

阿伏兔より壹里余、西海邊也。嚴嶋明神立給ふ。平家物語に云。治承四年三月廿六日、夜半はかりに、上皇しきな泊につかせ給ふ。此所は去ぬる應保の頃をひ、一院御幸の時、國司藤原のためなり造りたりける御所のありけるを、入道相國御もふけに、しつらい給ひけれども、上皇それへは御幸もならず、今日は卯月朔日、衣かへといふことありしそかしとて、各、都の事とも宣ひ出し詠やり給ふほとに、岸に色深き藤の、松の枝に咲かゝりけるを、上皇ゑい覽ありて、あの花折につかはせと仰ありければ、大宮大納言隆季の卿承りて、宰相中原の康定か、はし船に乗て折ふし御前を、こきとをりけるを召て、折につかはす、藤の花を松の枝につけなから、折て參らせけれハ、心はせあるなと御かんありけり。此はなにて歌つかまつれ各と仰ければ、高すへ大納言。千歳經ぬ、君か齡に、藤浪の、松のゑ(え)たにも、かゝりぬるかな。此所、今も藤多し。

口なしの泊

敷名の西、五六丁にあり。内常石村の内なり。

口なしの、泊りと聞けば、身にしてみて、いひもやられぬ、物をこそおもへ。

引島

矢の嶋邊にありとも云。又、嶋内の小名なりとも云、不詳。

たつ波の、引嶋にすむ、あまたにも、またたいらかに、ありける物を。

六家集、第十六

引嶋の、浪のうけなわ(は)、浪間より、かうてふさすと、いふしてゝかく。

武部山

能登原村、遠見の番所の近邊なりと、山中故、不詳。

吹からに、武部山風も、しほるなり、今は風の、袖をうらみて。

新六帖

衣笠大納言  
俊 頼

秋は(ふ)か見、むへ山人の、朝衣、うちたゆむへき、風の音かは。

鳥の音も、涙もよほす、心地して、むへに(こ)そ袖は、かわかさりけり。

是等の歌とも土俗言傳へたれとも、いつれか不詳其跡。

朝川

往古、鞆の中に有と云。今は多く家造してけれハ、細川ゆへ絶てなしと云云。今、草戸川といへるを、本名芦田川といへるよし、是歟、不詳。

まれに來て、あかす流るゝ、あした河、涙を袖に、身をとなかるゝ。

土産

鯛子鹽辛 干饅 披鯛 鱒子 鰯鹽引 凡切編笠 魚網 水飴 碇 柳籠裏  
葛海鼠 名酒 延寶の末より造初る、代々酒店保命酒屋吉兵衛と号。梅酒、菊酒、忍冬酒、保命酒、養氣酒、  
筆貝 瓊嶋、躑躅嶋に有。此貝を拾ふに多くある事もなく、又絶る事もなし。古へ帝の御哥ありしよし云傳えたれと、今しる人もなし。延享の丑年、福山の城主、此歌の絶たることを歎給ひて、貝を烏丸大納言殿へ送り給ひて、哥を乞はれしに、天聽に達し給ひて、詠し玉ふ哥。  
代々つきぬ、海を硯の、俤に、うつす筆てふ、貝やおふらん。

鞆町名

原町 鍛冶町 石井町 關町 道越町 西町 江浦町 外ニ 有磯町

鞆より諸々船路

一、白 石へ 三里 一、尾 道へ 五里  
一、三 原へ 七里余 一、忠 海へ 十里  
一、讃州金比羅へ 十里 一、藤 戸へ 十八里  
一、讃州檀(壇)ノ浦へ 貳十里 一、豫州道 後へ 貳十七里  
一、阿州鳴 戸へ 三十壹里 一、藝州嚴 鳴へ 三十五里



一、赤間 七十五里

一、肥州平戸 百三十里

鞆より大坂迄船路里數

一、五嶋 百八里

一、鞆方瀬溝 五里余

一、瀬溝方三郎嶋 貳里

一、三郎嶋方水嶋 貳里

一、水嶋方む串嶋 貳里

一、むくし嶋方下津井 壹里

一、下津井方日比 三里

一、日比方鹽通 壹里

一、鹽通方出崎 壹里

一、出崎方犬嶋 三里

一、犬嶋方蓬嶋 壹里

一、蓬嶋方牛窓 壹里

一、牛窓方たて 三里

一、たて方大たふ 壹里

一、大たふ方おこし 壹里

一、おこし方赤穂見崎 貳里

一、見崎方さこし 壹里

一、さこし方なば 壹里

一、なば方室 壹里

一、室方しかま津 五里

一、しかま津方高砂 三里

一、高砂方明石 五里

一、明石方鳥崎 壹里

一、鳥崎方一ノ谷 壹里

一、一ノ谷方兵庫 三里

一、兵庫方西ノ宮 五里

一、西ノ宮方大坂川口 五里

鞆浦志終

校訂 備後古城記

備後郷土史會











校訂備後古城記

凡例

- 一、備後古城記は異本頗る多し、本書は濱本鶴賓氏所藏本を底本として、諸書を校合の上校訂を加へ、且校訂者の必要と認むる註釋及び所見を、註として釐頭に加へたるものなり。
- 二、本書の校訂は、嚴密ならむことを期したりと雖、然れども亦出來得る限り原本の原形保持に努めたり、即ち原本は出來得る限り之を改めず、只體裁の整理と句点を施すことに依りて、讀み易からしめむと努めたるなり。
- 三、前述の如く、出來得る限り原本を改めざる方針の下に校訂を加へたりと雖、尙左記の如く原本に改更を加ふるの止むを得ざるものありたり。

- (一) 原本は片假名・平假名・變體假名を混用するも、校訂本に於ては凡て之を平假名に改めたり。
- (二) 原本に於ては、漢文體の箇所訓點を施さざるも、校訂本に於ては之を施したり。
- (三) 原本の文字を全く改めたるものあり左の如し。

原本 校訂本

「か」 「より」

「之」 「也」

「凡」 「とも」

(四) 原本中誤記確實と認むるものは、之を正字に改めたり。

例 「玄蕃」を「玄蕃」と改めたる類。

(五) 校訂上已むを得ず原本に追加したる字句あり、然れども是等の字句には凡て括弧を加へ、校訂者の加筆なることを明かにしたり。又校訂上削除を要する字句あり、是等の字句は削除の代りにその右側に實線を加へて之を表はすこととせり。

例 續(嗣ぎ) 「續」を削除し、「嗣ぎ」を追加したることを示す。即ち「續」にては誤解を生ずるを以て校訂して「續」を「嗣ぎ」に改めたるなり。而て斯くの如き校訂法を採りたる所以のものは、校訂して「嗣ぎ」に改めたるも、尙原本は「續」なりしことを示さむか爲なり。



(六) 原本中朱書記入の箇所は、全部之を削除したり、之れ後人の加筆なること明かなるを以てなり。

四、原本中現用文に慣用せざる字句あるも、凡て原本のまゝに従ひ、敢て改めず。之れ出来得る限り原形を保持せんか爲なり。而てその主要なるものを例示せむに左の如し。

(一) 送假名を省略せるもの多し。

例 「移る」、「移す」、ともに「移」と記する類。

(二) 送假名に漢字を充用せるものあり。

例 「美しき」を「美敷」と記し「如何なる」を「如何成」と記する類。

(三) 現用文に於ては普通假名書きとする字句を漢字書きにせるもの甚多し。

(現用文) (備後古城記)

……………とも。 (異書中……………と記するもありこの意)

……………ともあり。 ………………共有。 (全右)

……………とも云ふ。 ………………共有。

あり。 ………………有。有。有。有。

なり。 ………………也。成。

なる。 ………………成。

とて。 ………………迎。

こそ。 ………………社。

五、本書が濱本氏所蔵本を校訂の底本に選ひし理由及び備後古城記の解説に關しては、本書巻末に附するところの「備後古城記とその校訂に就て」に於て、校訂者の所見を詳述するところあるへし。

六、校訂本の巻首には、凡例の外に目次を加へたり、之備後古城記中の郡村索出に便せんか爲なり。

昭和四年十月 於大坂僑居

校訂者 猪原薰 一識

備後叢書の發行にあたり、特に備後古城記の校訂を、此記に造詣深き猪原氏に懇囑したるに、速に之れを快諾し、精密なる標註を加へて、讀者に大なる便宜を與へられたことは、深く私の感謝するところである。茲に謹て敬意を表する。

昭和四年十月十五日

養兎翁 越智宿禰正通しるす



備後古城記 全



沼隈郡

神島村

久保兵部

真島玄蕃頭昭光

天正年中宇治真島城主、真木島共あり。

佐波村

名倉雅樂

應仁年中。

佐波越後守景房

郷分村

青ヶ城

皆内出雲守

同 藏人

家臣 小島氏、岩佐氏、沖氏等有之。

山手村

庄ノ三郎元近

杉原伯耆守

同 備前守

同 播磨守盛重

山名宮内少輔忠興四番目家老。忠興卒死、嗣無し、盛重山名家を(相)續、神邊に入城す。

津ノ郷村

串山

坂部丹後守

阿部十兵衛

小森

横山長左衛門

家紋爲、高麗陣渡海之時より、三ツ巴劔を貫、定紋とす。末葉阿部平馬、水野日向守勝成へ勤、知行三百石。

○真島玄蕃頭昭光 陰徳太  
平記は真木島玄蕃頭昭光と  
なし、織田軍記及び信長記  
には横島昭光とあり、山城  
國横島城主なり、城跡今山  
城國久世郡宇治町の北横島  
村にあり、故に「真島」は  
「横島」を正しとするか。

○山名近江守 神邊城主な  
り、神邊の條参照。

○山名宮内少輔忠興 神邊  
城主なり、神邊の條参照。

○津ノ郷村 今の津之郷村  
大字津之郷なり、明治二十  
二年津之郷、加屋岡村を合  
併して津之郷村となす。  
○高麗陣 豊臣秀吉の征韓  
役なり。



○赤坂村 今の赤坂村大字赤坂なり、明治二十二年赤坂、早戸両村を合併して赤坂村となす。

○村上天皇云々 赤坂村の長者新庄太郎の女明子村上天皇の妃とされることを云ふなり。即ち新庄太郎は城主にはあらず。

○石見守石塔 石井石見守なり、神村の古城主なりと云ふ。

○古志清左衛門豊長 議により小早川隆景の爲に毒殺せられたること備陽六郡志外篇沼隈郡本郷村昌源寺の條に詳かなり。

○正瑞寺 千年村能登原にあり、福田氏の菩提寺か、詳かなり。

○同家老 福田兵庫、井上大炊介源春忠に對するもの何れも、福田大和守と同一古志清左衛門豊長の家老なりとの意なるへし。

○關野 關野城なり、關野と記するものもあり、同音による混用なるへし、又關豆と記するものもあるも是は轉寫上の誤なるへし。

○高尾山 阿草山と全し山なるへし。

○高須筑後守元士割註「右に同じ」は「子孫長州萩に勤」を承け、「承久年中より云々」は「承久年中より鎌倉時代を経て、慶長年中迄住し、慶長年中には毛利輝元に仕ふ」の意なるへし。

○藁江村 今の金江村大字藁江なり、明治二十二年金江・藁江兩村を合併して金江村となす。

○當村寛文八申年云々 古城記としては、關係あることにあらず、後人の加筆なること勿論なり。

○外常石村 今の千年村大字外常石なり、明治二十二年外常石・内常石・草深・能登原四村を合併して、千年村となす。

○山南村丸山取手之城也 沼隈郡山南村なる丸山城の取手の城なりとの意、取手の城は、本城の外に、要所を選び假に築く小城を云ふなり。

○村上又左衛門尉就常 天文九年尼子經久安藝國吉田城に毛利元就を攻めたる時毛利軍に属し尼子の將三澤藏人助を討取りたること、後太平記卷二十九吉田合戦之事の條に詳かなり。

○鞆六郎 城主にあらず、

同 十兵衛

横山末葉水野家へ勤、知行貳百石。

田邊越前守

長者ヶ原 新 莊 太郎 村上天皇舊跡有。

神 村

野氣沼 掃 部 古志清左衛門長臣。石見守石塔有。

本 郷 村

古志清左衛門豊長 本名佐々木氏。紋四ツ目。天正年中毛利家の爲に藝州吉田にて生害、妻子出雲國大社の社家北島氏方へ立退。家臣宇野・石井・佐藤・浦上等悉罕人。

西 村

大町山 福田大和守 古志清左衛門豊長家老。熊市原正瑞寺。同 兵 庫 同家老。

高 須 村

阿草山 古志三郎左衛門景勝 品治郡新村に同人有。關 野 杉原河内守元可 松尾山城共有。子孫長州萩に勤。高尾山 高須筑後守元士 右に同じ。代々軍功多し、承久年中より鎌倉御時代、慶長年中毛利輝元、書類五松尾 同彦左衛門元忠 十六通子孫持傳ふ。

松尾山 岡 田 掃 部 關野とも有。

藁 江 村

城跡ニヶ所有。

浦 崎 村

下見 右 近 同太郎左衛門尉

岩淵之城 佐藤 與左衛門 昌岡 壹岐守

當村寛文八申年、(新)涯出來、延寶二子年堤切、同年築留、同五年地免斗代高盛と成る、天和(三)亥年より本免になる。

外 常 石 村

桑田 式部太輔 山南村丸山取手之城也

田 島 村

村上 左近太夫 同又左衛門尉就常 天文九年十二月十五日、吉田合戦の時、雲州住三澤藏人之助を討取。

百 島

同 又七郎 同 又四郎 村上喜兵衛尉義高 高吉とも有。

鞆 津

鞆 六郎 元暦元年三月十八日、八島にて入水。



平家に従ふ大力の士なり、事は源平盛衰記卷四十二屋島合戦の條に詳かなり。

○能登原村 今の千年村大字能登原なり、明治二十二年能登原・草深・外常石・内常石の四村を合併して千年村となす。

○草深村 今の千年村大字草深なり。

○岡崎平太夫 平太郎と記するものもあり、平太郎を正しとするか如し、岡崎四郎義實の末葉なり。

○上山南村 今の山南村大字上山南なり。

○朝鮮陣 豊臣秀吉の征韓の役なり。

○光照寺 山南村大字上山南にあり。

○中山南村 今の山南村大字中山南なり。

○下山南村 今の山南村大字下山南なり。  
○矢クリ城 矢栗城と記するものもあり。

○上山田村・中山田村・下山田村 今の熊野村なり、明治二十二年此の三村を合併して熊野村となす。

足利左兵衛佐直冬 貞和五年、西國探題を蒙り、暫時當所に住。

村上河内守 永祿年中。

大崎玄蕃 福島左衛門大夫正則城代。

津田因幡 同城番。慶長より元和年中迄。

能登原村

能登守平教經

能登原・草深・常石の邊、口無の泊りの間、源平戦多し、諸書に載す。能登原の沖に、矢筈島といふ有、教經の矢柄より若葉出て、今に繁茂す。

草深村

岡崎平太夫

上山南村

桑田三郎將治

頼朝公長子九州探題豊前豊後兩國太守大友豊前守能直末流、本名大友氏、將治より桑田を名乗る。家紋魚揚。

同式部少輔將長

同備前守信房

初平左衛門、式部大夫となる、後備前守となる。

同平内信隆

關ヶ原に於て討死。

同平左衛門尉景房

朝鮮陣に功有。後光照寺再建立す。

同彌兵衛尉元房

慶長九年大坂籠城、落城の後山南に歸、窄土と成、御土居と云ふ館に住す。家方・渡邊其他皆窄人となる。末葉桑田與左衛門將義水野日向守勝成へ勤、祿三百石。

同桑田修理太夫

中山南村

石浦城 桑田伊賀守

修理二代目、城主と有。

要山城 箱田作左衛門尉

桑田伊賀守の倅(陪)臣と有。

下山南村

岩淵城 工藤和泉守

工藤祐經之末流。矢クリ城とも有。

田中伊賀守

田中壹岐守

郷城 田中河内守

上山田村

黒木城 渡邊四郎兵衛尉持

同四郎兵衛尉究

同出雲守

中山田村

渡邊刑部左衛門尉忠

觀應年中。

同四郎左衛門尉直

同四郎次郎近

同信濃守高

應永年中。

同信濃守高

菩提所上山田村常國寺、廟所有、本堂に渡邊氏代々の木像七體有。

下山田村

渡邊信濃守兼

康正年中。

同三郎太郎定

寛正年中討死。

同信濃守家

山名是豊方、應仁年中没落。

同越中守

常國寺建立す、明應年中尼子方、後大内方となり、又毛利方と成、本領安堵。

同三郎左衛門



○小平井城 城跡備中國小田郡大井村大字小平井にあり。  
 ○五ヶ手島 深安郡湯田村湯野要害山及び山王山のこさなるべし。  
 ○出雲守房 渡邊氏系圖に依るに、房は天正の比、家を第二子元に譲り隠居せり而て備中に於て戦死したるは、長子元なり、故に「天正中備中討死」は誤なり削除を要す。「又弘治元年」は意味不明削除の外なし。  
 ○渡邊又左衛門尉正 毛利輝元その將福間等をして、山中鹿之助を討たしめ、之を備中國河部川阿部の渡に殺したる時、山中の郎等柴橋大力介を、渡邊又左衛門尉討取りたること、後太平記卷四十二山中鹿之助被誅事の條に詳なり、されば註の中「河邊渡」は「河部川阿部の渡」とするを正しとするか、古城記中「阿部の渡」とするものもあり。  
 ○渡邊民部少輔元 元は天正中中に家を嗣きたるなり故に「寛正年中」なる割計は意味全然不明なり何かの誤なるへきも考定し難く削除す。  
 ○地頭分村 今の瀬戸村大

同 奎之允正 備中小田郡小平井城主。  
 同 源 六 五ヶ手島にて討死。  
 同 信濃守常  
 同 出雲守房 弘治元年。天正中備中討死。  
 同 信濃守新  
 同 四郎左衛門尉秀  
 同 又左衛門尉正 備中河邊渡にて、柴橋大刀之助を討取。  
 同 源 三 高 天正中備中兒島合戦討死。  
 同 民部少輔元 寛正年中。  
 同 民部少輔景 慶長年中。  
 地頭分村  
 三谷 豊前守 杉原重盛弟。尾路淨土寺の前三谷屋敷と云ふ有、暫此所に住、其後當村へ引越入城。家紋鳥。  
 三谷 備前守  
 草戸村  
 渡邊 信濃守家 應仁年中没落。  
 同 出雲守  
 同 備前守

深津郡

福山

水野日向守勝成 神邊城を當所に移。

深津村

菟山 將軍足利義昭公 天正十九年より、文祿中、慶長三年迄八ヶ年間。御所屋敷跡有。  
 王子山 毛利大藏大輔元康 毛利元就卿之息、七男。慶長三年。  
 長尾 主斗 長尾寺建立す、眞言宗。  
 當村新漕寛文八申歳出来、延寶二寅歳堤され、同年築留、延寶五巳歳地免斗代になる、天和二年より本免になる。

多治米村

當村新漕寛文九酉歳出来、延寶五巳歳斗代に成る、天和二年(年)本免になる。

川口村

當村(新)漕寛文十一亥歳出来、延寶二子歳、高壩にて堤され、同年築留、十三年を過、斗代になる、天和六寅(歳)本免になる。

本庄村

岩佐 左膳

市村

藏王山下城 小川大膳亮 大下村高田河内守正重家臣。

手城村

字地頭分なり、明治二十二年地頭分・長和・山北三村を合併して瀬戸村となす。  
 ○杉原重盛弟 「重盛」は「盛重」の誤なるへし。  
 ○深津郡 今の深安郡の一部なり、明治三十一年深津・安那両郡を合併して、深安郡となす。  
 ○長尾主斗 長尾寺は、長尾隼人の建立なれば、「主斗」は「隼人」の誤なるへし。思ふに、秘め「隼人」を同音により、「主斗」と記したるを次に、「主斗」と誤寫したるものなるへし、又諸書中「長尾主計」となすものあるは、「主斗」を更に「主計」と誤寫したるものなるへし。  
 ○深津村 多治米村・川口村 當村新漕云々あるは古城記として關係あることにあらず、後人の加筆たること勿論なり。  
 ○多治米村、川口村 今の川口村なり、明治二十二年合併の上川口村と稱す。  
 ○大下村 諸書中備中と朱書加筆せるものあり、然れども今備中國の村名及び大字名に、大下と云ふものなく、何れの地なるや詳かならず。  
 ○手城村 當村新漕云々は古城記としては、關係ある



ここにあらず、後人の加筆なること勿論なり。

○矢ノ島城 引野村の現字名中には「矢崎」ありて、「矢島」はなし。

○室房何某 元慶年備後守たりし藤原諸房なるへしこ云ふ。従つて城主にはあらざるへし。

○野々濱村 大門村 今の天津野村なり、明治二十二年野々濱・大門・津之下の三村を合併して天津野村となす。

○藤井太郎左衛門尉光重 太郎左衛門尉名は好長なり、故に「光重」は誤なり削除を要す。而て光圓寺・光明寺等の縁起に依るに、光圓・光明の父は藤間刑部光重とあり、故に本書中の藤間十郎は、刑部光重なるへく、従つて藤間十郎光重とありしものが、藤井太郎左衛門尉の下に混入したるものならんか。

○大門村新涯云々 古城記としては關係あることにあらず、後人の加筆なること勿論なり。

天神山 茂野左近盛久 天正年中、中山田村城主渡邊越中守より追出す。

倉田孫次郎 同後主。

當村(新) 涯寛文丙午六年より翌七年迄に出來、延寶二寅歲高墟にて堤切、此間十三年、同年築留、已歲新に斗代に成、天和元年(年)本免になる。

引野村

矢ノ島城 矢崎とも有、今島成。

鹽飽 帶刀 鹽飽大力とも有。

田久邊長左衛門

室フサ山 室房何某 城主室房大明神と祭、今に祭禮不レ欲。

野々濱村

藤井太郎左衛門尉光重 鹽飽氏の城の後主なりと云ふ。

鹽飽 大力之丞 或書に引野村に有ともあり、鹽飽大力と斗り有由(りか)とも有。

藤間十郎 子共貳人有、光圓・光明、右二人僧と成、津ノ下光圓寺三吉村光明寺の開基とある。

大門村

岡 志摩守景勝

藤井能登入道好玄 此所居城共云、神邊城落城し、此所へ來るとも云ふ。

大門村(新) 涯は寛文七未歲出來、延寶二寅歲高墟にて堤切、同年築留、同五巳年地免斗代二成、免

三ツ成 寛文七未年より 已より成迄 天和二戌歲本免となる。五年

坪生村

新山城 坪生兵部

西山 神原采女正 同 大和守

當村宮之前地新涯、寛文十一歲出來、延寶五巳歲斗代なる、此間九年、同八申歲三ツ成になる、天和五年本免になる。

千田村

藏王山 平賀安藝守 神邊城主山名宮内少輔攻時の向城、平賀は大内方也。

中津原村

茶白山 羽賀 彈正 同 中津三郎

皆内 藏人 郷分村、出雲守。

下岩成村

宗岡 播磨守 岡崎四郎義實末流。延元元年尊氏卿より岩成庄を給ふ。天文天正の頃より尼子幕下、後家斷絶。家臣

馬場氏、川田氏有。城にてはなし、平屋敷跡有、城と申傳ふ。

上岩成村

石崎小三郎義清 慶長年中斷絶。万能倉村より□□

安那郡

神邊 川北村之内 川南村之内

○當村宮之前地新涯云々 後人の加筆なるへし。

○郷分村 沼隈郡郷分村なり。

○岩成庄 を足利尊氏より給せられたるは、沼隈郡草深村岡崎平太郎正常なり、而て岡崎系圖によると、正常の第四子義清の子孫宗岡を稱すとあれば、宗岡播磨守は義清の子孫ならむか。但し何れにしても宗岡播磨守に岩成庄を給せられたるにはあらず。

○石崎小三郎義清 註の中「万能倉村より云々」は、二字原本に於て讀み難く、而も他の古城記には、之を記するものなく、校訂を加へ難し。

○安那郡 今の深安郡の一



部なり、明治三十一年深津・安那両郡を合併して、深安郡となす。

紅葉山城  
道上城  
とも云

浅山備前守 建武二年十一月廿六日城を築く。

山名近江入道丈休 嘉吉三年八月四日城築。

山名宮内少輔氏政

同 宮内少輔忠興

平賀太郎左衛門尉隆(宗)

山名忠興は、尼子に味方す、仍て大内より是を攻め、其不拔、然互に風、懸的を射て、軍、勝負を決す、平賀勝、仍て忠興は雲州に退、平賀天文七年十月十三日入城。

山名宮内少輔忠興 毛利元就之命に仍て、山名忠興天文十八年雲州より再歸入城す、此時より毛利家の幕下となる。

杉原播磨守盛重 山名忠興病死、無嗣、杉原盛重者山名家四番目之家老なれども、吉川元春之吹舉に仍て毛利家命して忠興之家を續、天文廿一年入城、家名は其ま、杉原を名乘る。

毛利大藏大輔元康 元就卿七男。杉原盛重伯州八橋へ所替入城す、仍然、天正年中より文祿年中迄在城。

福島 丹 波 大坂陣之後、毛利家之領國中、國悉く召よ、防長二ヶ國となる、慶長五年藝備兩國福島左衛門大夫正則に給ふ、依て福島家老丹波を置。

水野日向守勝成 元和五年(年)福島正則流罪、紅葉山に拾万石田添勝成に給ふ、同未八月四日入城、右城山之堀、川南村池新漕成、寛文十二年出来、延寶五年斗代に成る、天和五年(年)三ッ成本免に成る。

或書曰、忠興弘治三年春病死す、毛利家指圖に付盛重山手村城より來入城す。嫡子彌八郎元盛次男又次郎景盛兩人へ吉川元春。小早川隆景より諱の字一字つゝ給ふ、盛重は毛利家羽翼之大名にて、九州其外諸々にて、武功老多し、盛重筑前國立花在陣之留守を窺、藤井入道好玄吉井村出部之城主佐藤・藤代・寺地等を、かたらい、天文七年、三千餘騎にて神邊(に)押寄、杉原家臣(所)原肥後大將として防といへども、無勢にして落城す、後盛重立花より歸、藤井を一射に追落す、藤井降参して、明地山に歸る。

川北村 上利 右近

川北村

上利 右近

下竹田村

ナ、チ山 皆内左馬助  
三吉丹後守 天正年中の人。筑前守とも。杉原幕下也。

上竹田村

當村貳箇所新漕有、寛文十二年出来、延寶五年(年)斗代になる、同八年申歲三ッ成、天和五年より本免になる。

下御領村

宍戸備前守隆家 毛利元就卿弟。

菊地肥前守 天文年中。

安田 文 治

上御領村

瀧山城 宍戸孫六郎秀安

茶磨山 宮入道光音

湯野村

鳥井兵庫頭

宮次郎左衛門 宮次郎左衛門同若狭守兄弟神邊杉原左門と戰、當村にて討死す、梅木を以墓印とす、名によりて中戦山と云ふ。家臣、江草・小林・猪原・山名・渡邊・丹下。

徳田村

宮野若狭守

山名清左衛門

平賀太郎左衛門隆宗 神邊より此所にうつる。

東中條村

○或書曰、云々 凡て杉原盛重に關する記事なり、後人餘白ありたるまゝ此所に加筆したるものなるへし。

○(所)原肥後 原本「原肥後」あり、古城記中には、「原肥後」となすもの、「杉原肥後」となすもの、「杉原肥後」となすものがあるも、陰徳太平記に依り「所原肥後」と校訂す。

○ヲ、チ山 古城記中「大地山」と記するものあり、土地台帳の字名は「大内」なり。

○上竹田村 古城記として關係あることにあらず、後人の加筆なり。

○下御領村、上御領村 今の御野村なり、明治二十二年下御領・上御領・平野の三村を合併して御野村となす。

○茶磨山 「ちやうす」山と訓むへきか、「茶白山」と記するものもあり、又「茶磨山」「茶磨山」等と記するは、寫本の際原本草書体なりしための誤寫なり。

○宮入道光音 瀧山城主なり、故に「茶磨山」は他よりの混入なるへし、削除を要す。

○湯野村・徳田村 今の湯田村なり、明治二十二年両村及び箱田村を合併して湯田村となす。

○宮次郎左衛門 註の中、「杉原左門」は、「杉原左衛門」と記する古城記もあり、何れにしてもその誰なるやは、知り難し、殊に合戦の年代も明かならず、考へ難し。

○宮野若狭守 宮氏は、「み



やの」氏と訓ひしが、古城記中「宮」を凡て「宮野」となすものあり、然れども本書原本は、多く「宮」となすを以て、この「野」は之を削除することせり。

○東中條村・西中條村 今の中條村なり、明治二十二年両村及び三谷村を合併して中條村となす。

○安原民部少輔元吉 陰徳太平記卷五十二輝元降景備中國發向附諸處合戰事の條に毛利家の將安原彦左衛元吉三村家の將伊勢入道圓覺を討取る事を記す、故に「伊賀入道」は「伊勢入道」の誤か。

○三谷村 今の中條村なり、明治二十二年、本村及東中條・西中條の兩村を合併して、中條村となす。

○龍花寺 中條村大字三谷にあり。

○浦兵部 小早川隆景の將浦兵部丞宗勝か。

○戸谷ヶ丸 古城記中、「戸屋ヶ丸」と記するものもあり。

○宮野幸内 宮氏は「みやの」氏と訓みしか、古城記中「宮」を凡て「宮野」と記するものあるも、本書原本「宮」と記するもの多きを以て、「野」を削除することせり。

讃岐原城 安原民部少輔元吉 三村合戦之時、伊賀入道圓覺を討取、天正三年。佐貫山に彦左衛元吉も有。曾根原 宮 若狭守秀景 山名清左衛門尉

西中條村

宮次郎左衛門尉景盛 大永年中。東 右衛門

三谷村

金尾遠江守信貞 菩提所金尾山龍花寺。三谷豊前守

山野村

世良源左衛門尉勝重 天正之頃。浦兵部一族。彈正左衛門も有。瀬越全之丞勝正 政も有。

戸谷ヶ丸 宮 若狭守 宮野幸内 同 次郎左衛門

北山村

四川瀧 宮越後入道高音 瀧山城 同 常陸介 家臣、高尾・丹下。

粟根村

粟根長門守 横山肥前

蘆原村

渡邊信濃守家 天文年中。下山田村草戸村に同人有。

中野村

天神山城 内藤伊賀守 家老内藤彌次郎同彌五郎貳人共精兵なり、弓壹寸貳歩有、銀のつく在、矢の根雁又なり、又篋先巾四寸五歩、この長三尺。

下加茂村

勝渡山城 宮 入道止味 天文年中尼子幕下。森も有。後太平記に出す。此城南往還、三方沼也。一類戦死之時、菩提處西光寺云云(ふも)も(に)被却。

箱田村

五ヶ手島 本賀太郎左衛門尉隆宗 天文年中七ヶ年之間在陣。

品治郡

上山守村

城 姫居山近江 土肥和泉守平守平 文安之頃。山之東麓に在、元和二年破却す。又物見屋敷云ふあり、今龍と近所。菩提寺姫居山金剛寺。延元年中之人。金剛寺の二王建立す、金剛寺二王裏書に在。光成 新三郎興家 蘆田郡福田村にも跡あり、大橋村より引こあり。

○北山村 今の廣瀬村なり、明治二十二年北山・百谷兩村を合併して廣瀬村となす。

○粟根村 蘆原村・中野村今の加茂村なり、明治二十二年此の三村及び上加茂・八軒屋兩村を合併して加茂村となす。

○家老内藤次郎云々 中一歩は「分」しすへきなり。○森(こ)もあり 意味不明なり、或は宮入道正森と記するものもありこの意か。

○箱田村 今の湯田村大字箱田なり、明治二十二年本村及び湯野・徳田兩村を合併して湯田村となす。

○天文年中七ヶ年之間在陣 「七ヶ年」は「三ヶ年」の誤なるへし。

○品治郡 今の蘆品郡の一部なり、明治三十一年蘆田・品治兩郡を合併して蘆品郡となす。

○上山守村 今岡村 今の宜山宮の一部なり、明治二十二年今岡・向永谷・大橋・上山守・下山守の五村を合併して宜山村となす。



○長松寺 宜山村大字今岡に在り。

○江良村・倉光村・中島村 今の驛家村なり、大正二年此の三村の外に、坊寺・万能倉兩村を合併して、驛家村となす。

○岩成之庄 足利尊氏が岩成庄を給したるは、江良忠實又は倉光實重にはあらずその父なる沼隈郡草深村岡崎平太郎正常に給したるなり。

○岩成之庄 足利尊氏より岩成庄を給せられたるは、沼隈郡草深村の岡崎平太郎正常なり、故に近田宗左衛門はその子孫か、若し然らずとせば、此の註は、石崎小四郎義清の下に入るべきものを、茲に混入したるか。○戸手村 城跡二箇所あるも、城主は不明なり。

今岡村

山内刑部爲長 山内大和守養子、山内家臣横山某。長松寺開基す。

山内家断絶の後、長松寺大破し、名のみ残りて、星霜を積む。爰に慶長元和の頃、當村の住、桑田入道宗味と云ものあり。水野日向守勝成に出頭す、勝成の御嫡美作守勝俊の代と成、世に望みは無きかと尋給ふ。先祖の由緒有之により長松寺建立の事を願ふ。寺物の残る物にては、罐子の蓋壹つ已、荊棘礎を埋て、芒々たり。宗味願の儘再建被仰付、寺門堂房蓋を双ふ。此時福山龍泉寺末寺なる。

江良村

土居 江良與市太郎忠實 岡崎四郎義實末流、頼朝公に付。建武二年尊氏より岩成之庄を給ふ。

倉光村

倉光 二郎實重 岡崎四郎末流。建武二年尊氏卿より岩成之庄を給ふ。

中島村

土居 岡崎 三郎延實 岡崎四郎義實末流。同善左衛門尉行延

石崎 小四郎義清 岡崎四郎末流。今岩端と云

近田村

堀土居 近田 宗左衛門 延元紀元尊氏より岩成之庄を給ふ。堀之内

平賀 左頭隆久 永祿年中。同 九郎左衛門 平賀九郎ともあり。

戸手村

殿山城

法光寺城

新市村

龜壽山城 宮 下野守兼信 元弘年中。同 二郎氏信 貞和年中。同 下野守時政 應安年中。同 下野守元信 同 刑部少輔政信 應仁年中。同 若狭守秀景 天文二(年)大内義隆雲州發向の時、同左衛門尉(と共)同道。

○龜壽山城 龜治山城と記するものもあり。

○新市村 今の新市町なり

○宮若狭守秀景・同左衛門尉 大内義隆雲州の尼子氏を討つため、天文十一年正月十二日防州山口を出發したる際、之に加はりたること陰德太平記卷十三尼子經久逝去並大内義隆雲州發向之事の條に詳かなり。故に註の「天文二年」は「天文十一年」の誤なるへし。

○宮内藏大夫 天正二年小早川隆景備中三村元親を討ちて、備中國川上郡手の村國吉城を攻めたる際、同城に籠城戦死したること、陰德太平記卷五十二輝元隆景備中國發向附諸處合戦事の條に詳かなり。

○宮内村・上安井村・下安井村 今の網引村なり、明治二十二年三村を合併して、網引村となす。

○龜治山 龜壽山と記するものもあり。

宮内村

龜治山 新市村とも有

宮下野守實信入道 元弘年中一万八千貫を領す、今の領地にして九万石也、但し千貫に付五千石に當る。兄弟不和にして、壹人名不知、立退大内家に仕ふ、其後弘治年中毛利家に仕ふ、今末葉長州家中に在。

櫻山四郎入道慈俊 建武年中當地一ノ宮にして焼亡。本城は三原櫻山之城主。

龜治山と龜尾峰との間に趾あり

有木小二郎 天正年中。尾關讚岐守

上安井村

日隈山 此山の表上安井村、裏は常村。



○信光寺 服部村大字助元に在り。

○カシワ之城 柏山城と記するものもあり。

○元和年中 誤なり又元弘年中とすものあるも亦誤なり、柏城の落城は恐らく天文年中なるべし。

○雨木村 服部本郷村。服部永谷村 今の服部村なり。明治二十二年此の三村の外に助元・新山の両村を合併して、服部村とす。

○服部本郷村 もこ本郷村と稱す、元祿十二年の檢地に於て、服部本郷村と改む。

○服部永谷村 もこ永谷村と云ふ、元祿十二年の檢地に於て、服部永谷村と改む。

日隈肥前守入道快眞 宮下野守家老。雨木村助元村の境に、軍カ端といふ處有、此所にて戦死と云。家士に田上・江草等有。菩提所禪宗信光寺。

下野守元信 宮 越中守忠興

下安井村

カシワ之城 宮刑部少輔元清 宮下野守家老。同 刑部元理 元和年中落城、石塔、山の峰に在、助元村安井村の境の山なり。

雨木村

泉山城 宮 常陸介元清 天文年中、敵中島村石崎信實、屋敷ニ陣取、次第ニ近寄、城山の向ひ雨木村助元村は井の内に投入、城焼拂と云ふ。

原ノ城 三島 三郎 土肥 雨木村本郷村境、山に、城主代々の石塔在。

甲斐 助元 大角 左衛門尉

服部本郷村

服部勢山 杉原伊賀守盛兼 天文年中。城主 木梨伊賀守

服部は三箇村也、本郷村・長谷村・助元村。

服部永谷村

椋山城 桑原越中守 天文十年大内雲州發向之時從軍。

大嶮 桑原 縫殿 助

東法成寺村

小升城 宮兵部大輔勝信入道 勝戸山城同時落城。カケ迫 宮治部大輔勝岡

西法成寺村

桑原 縫殿 助 桑原家臣、田和・増川。森 田 多 門

○桑原越中守 大内義隆天文十一年尼子氏を討つ爲雲州に向へる時從軍せるものならん、從つて「天文十年」は「天正十一年」の誤ならん

○東法成寺村・西法成寺村 今の深安郡法成寺村なり、明治二十二年両村を合併して、法成寺村としたり。

○小升城 小井城と記するものもあり、何れが是なるやを知らず。

○カケ迫 桂迫城と記するものもあり、何れが是なるやを知らず。

蘆田郡

福田村

利鎌山城 福田遠江守藤原盛雅 戸カマ山とす。掛平山城 光成左京進隆正 光成新三郎興家 スクモ塚 有 地 玄 蕃



○上有地村・下有地村 今の有磨村なり、明治二十二年上有地・下有地・柞磨三村を合併して、有磨村となす。

○有地石見守清光 「清光」は「清元」の誤寫なるへし。  
○弘治年中、天正三年 弘治年中より天正三年迄の意か。  
○隆元嫡子 隆信嫡子とすものあり、隆信を正しとす。

○有地氏系圖 後人の加筆なるへし。

○相方村 今の福相村大字相方なり、明治二十二年福田・相方兩村を合併して福相村となす。

○有地美作守正盛 陰徳太平記卷三十六元就朝臣雲州洗合被築陣城事の條、毛利元就に隨從の諸將中に有地美作守あり、註に陰徳太平記云々あるは、之を云ふか。  
○栗栖村・土生村 栗栖村は栗栖村の誤なり、而て此の兩村は今の栗生村にして

上有地村

有地石見守清光 天文三年初住。

下有地村

大谷九ノ平 有地美作守隆信 清元嫡子。民部丞ともあり。弘治年中、天正三年。

同次郎左衛門尉景信

同 民部少輔元盛 美作守共あり。隆元嫡子。小早川隆景之臣也、備前合戦の時羽柴秀吉公に鎧を合す。

同名 左 京 亮

同 左 近 亮

有地の末葉、有地三九郎水野日向守勝成に仕、祿三百石、物頭。

本名宮氏村上源氏  
有地石見守源清元

有地美作守隆信 同民部少輔元盛 同九左衛門 伊勢津陣討死

有地方蕃守景信 同 又左衛門 同 助 高麗陣討死

相方村

馬屋原 監 物 大永年中。有地美作守元盛家臣。

有地民部少輔元盛 天正年中。

同 美作守正盛 陰徳太平記三十六に見ゆる。

家臣 馬屋原・下江・平田・後藤・井上。

栗栖村

土居 大角 右衛門尉

德毛 監 物

土生村

淵上城 杉原 民部太輔元經 天文年中。

同 七郎左衛門尉經珍

同 宮内太輔廣盛 文祿二年落城。

同 又 四 郎

布川村

中村 越後守家成

本山村

幡立城 和田 小太郎

甲斐 文次郎

府中

ハツ尾城 宮田 備後守 應仁年中。

出口村

山名伊豆守清氏 時氏共在。

宮田 備後守

父石村

和智 豊後守元長 嘉吉、文龜年中。

同 豊後守豊郷 天文年中。

同 左衛門尉隆實

同 又八郎久豊

○父石村 今の岩谷村大字父石なり、明治二十二年目崎・荒谷・上山・父石四村を合して岩谷村となす。

○出口村 今の府中町大字出口なり。

○府中 今の府中町なり。

○幡立城 旗立山城とすものもあり、「幡立」と「旗立」は、同訓なるへし。

○本山村 今の廣谷村大字本山なり、明治二十二年廣谷・町・本山三村を合して、廣谷村としたるなり。

○幡立城 旗立山城とすものもあり、「幡立」と「旗立」は、同訓なるへし。

○府中 今の府中町なり。

○本山村 今の廣谷村大字本山なり、明治二十二年廣谷・町・本山三村を合して、廣谷村としたるなり。

○幡立城 旗立山城とすものもあり、「幡立」と「旗立」は、同訓なるへし。

○父石村 今の岩谷村大字父石なり、明治二十二年目崎・荒谷・上山・父石四村を合して岩谷村となす。



久佐村

榑崎山朝 榑崎加賀守豊武 慶長(正慶)二年、尊氏將軍より蘆田郡地頭職を給ふ。  
日山二子 家臣、出原氏。

同 三河守元安 三河守信景ともあり。康安年中。

同 榑崎加賀守豊武 朝鮮陣の時、釜山かいにて、病死す、行年四十六歳。  
同 榑崎加賀守豊武 榑崎加賀守豊武 榑崎加賀守豊武 榑崎加賀守豊武

○榑崎彈正忠元兼 註の中「釜山かい」は「釜山海」に記する古城記もあり。  
○榑崎十兵衛尉景忠 註の中「名は斯、西天の今にかくやく」の「西天」の意解し難し、誤寫又は脱漏あるか

命ならば、祿千石にて可召抱つ之處、早く世を去りし社、ほいなければ惜み給ふ、庄屋此事を聞て、臍をかむといへ共、言語ふたぐびかへるへからされ、黙止ぬ、其身は露と消といへとも、名は斯、西天の今にかくやく、一子甚兵衛と云ふ有、山南村金明山光照寺の寺侍と成、病死して家系絶す。

阿字村

西ノ城 登 右近吉春 右近尉ともあり。上里ノボリともあり。

木野山村

林城 芥川 庄之次郎 正ともあり。  
同 七郎次郎 藝州仁保島合戦の時、先陣にて、天文廿四年、討死。

桑木村

守定 入江大藏正高

常村

渡邊太郎左衛門尉貞 應仁年中。

○木野山村・桑木村 今の大正村なり、大正二年此の両村と行藤村とを合併して大正村となす。  
○芥川七郎次郎 天文二十四年陶晴賢の將三浦越中守毛利元就の屬城安藝仁保島城を攻めたる時、城將香川左衛門尉光景の郎等芥川七郎次郎討死したること、陰徳太平記卷二十五仁保島合戦之事の條に詳かなり。

栗原左衛門祐胤實 永祿年中。

金丸村

金丸 島津 何某

當村に城跡二箇處有、其一箇處は、一向城主語傳もなく、相知不申、壹箇所は城主金丸殿と申傳、實名等一圓相知不申。

藤尾村

石屋山城 入江大藏

神石郡

父木野村

入江大藏正高 同弟。  
同 左衛門進 同弟。  
同 平内 同弟。  
入江氏兄弟杉原播磨守に隨逐す。穿人の後備中國高野村に住す、後深津郡敷路村に住。石塔敷路村に在。

上村

馬屋原藏人正宗 貞和年中。

○馬屋原藏人正宗 宗正ともなす古城記もあり。

○常村・金丸村 今の常金丸村なり、明治二十二年此の両村を合して常金丸村となす。

○備中國高野村 高野村は高屋村なり、今の備中國後月郡高屋町なり。  
○深津郡敷路村 今の深安郡千田村大字敷路なり。



○小畑村 今の小畑村なり

○古尾城 古尾城を正し古尾城を正し

○永野村 今の永渡村大字永野なり、明治二十二年永野・相渡両村を合して、永渡村となす。

○横山左馬進 「二子山城、矢タ、ス山」は、「二子山城、矢タ、ス山」ともなす古尾城記もあり、その意なるへし。

○矢不立山 矢タ、ス山なり。

○同庄野次郎 「同次郎」又は「庄ノ次郎」とすへきなり

○高登左衛門尉 「高登」を「高光」となす古尾城記もあり又之を新免村に入れたるものもあり。

○新免村 今の新坂村大字新免なり、明治二十二年新免・三坂両村を合して、新坂村となす。

○村田左衛門尉兼登 「兼登」を「兼光」となす古尾城記もあり。「兼光」を正しとするか如し。

○油木村・安田村 今の油木町なり、明治二十二年両村を合併し、大正六年町制を布く。

○矢田對馬守・矢田貝對馬 同人なるへし。陰徳太平記卷十四備後國野合戦之事の條に、天文十三年七月、尼子國久備後三次に、三吉廣隆を攻めたる時、備後國の御家人矢田、池上等の尼子軍を敗りて功ありしこゝを記す、註は此の事を記するものなるへし。

○片山壹岐守 「上井城」は他の古城記多く「井上城」と記す、「井上城」を正しとするか如し。

○安田村 今の油木町大字安田なり。

○高コ山 高子山。高古山と記し又高司山と記するものもあり。

○大矢村 今の來見村大字大矢なり、明治十九年井關大矢・坂瀬川・時安の四村を合して來見村となす。

○笹尾村 今の豊松村大字笹尾なり、明治三十年中平上豊松・下豊松・有木・笹尾五村を合して豊松村となす

○飯ツクネ山 飯捏山なり

同 備前守

小畑村

九鬼城

馬屋原但馬守正國

古尾城

同 左衛門太夫

同

同 四郎兵衛尉成宗

同

同 備前守元立

御調郡丸門田村上里丹後守三男仁兵衛を、正國養子とす、引越の節九鬼城落城す、仁兵衛は油木村へ引込郷士と成、三吉氏也。

永野村

二子山城

横山左馬進

矢タ、ス山

横山左馬允

二子山

宮左衛門尉元安

黒岩城

宮中書元春

矢不立山

庄ノ三郎元近

同

同 庄野次郎

家來、若林筑後大功名なり。

高登左衛門尉

新免村

村田左衛門尉兼登

相田對馬守

油木村

權現山

高野部左近

矢田對馬守

同 高野邊ともあり。天文十三年七月尼子より攻る時、加勢、大功の者なり。

大床山 片山壹岐守

上井城とも

同 八郎

湯谷又八郎久豊

涌喜徳若丸

土居 矢田貝對馬

安田村

永井伊賀守

高コ山 宇部和泉守

大矢村

馬屋原中務少輔

川上柰之進

龜石村

岡田孫八郎

内藤河内守

龜谷 福場備前守

同 與三次郎盛勝

大谷山城 河上柰之進

笹尾村

平川彌次郎

平部雅樂

飯ツクネ山 攝津守源頼光



小野村

赤木七兵衛尉秀忠  
入江大藏正高

有木村

尾久比城 渡邊源五郎 後號ニ有木民部大輔吉兼

有木彌次郎

中山城 有木中務少輔

東有木 吉備津宮別當先祖有鬼氏、備中より來る、代々當國に住居す云ふ。中古已來有木之書。

高尾備前守

上豊松村

貞比山 上村長門守

同 左馬允

新城山 同 壹岐守

同 上村豊後守

片山八郎

新城山 内藤河内守

内藤新左衛門尉

同 左馬之允

下豊松村

内藤新左衛門尉

同 左近進

内藤左馬

上野村

江草右京

伊吹美濃守

田邊美濃守

時安村

金山與四郎

渡邊筑後守

古川村

毛利壹岐守勝信

相渡村

秋山治部大輔

福永村

高尾九郎四郎元信

同 又四郎信元

同 小十郎元長

同 左衛門佐景經

岡伯耆守

岡孫八郎

高尾九郎治

宮入道

暮ヶ燈

泉山

泉山

泉山

○高尾九郎四郎元信 光信  
とす古城記あり、光信を  
正しとするか如し。

○高尾又四郎信元 信光と  
す古城記あり、信光を正  
しとするか如し。

○暮ヶ燈(燈) 意味不明、  
但し古城記中「暮ヶ峠」とな  
すものこ、此の記註を欠く  
ものこあり。

○上野村 今の仙養村大字  
上野なり、明治二十二年上  
野・近田・李・花濟四村を合  
して仙養村となす。

○時安村 今の來見村大字  
時安なり。

○相渡村 今の永渡村大字  
相渡なり。

○有木村・上豊松村・下豊松  
村 今の豊松村なり。明治  
三十年上豊松・下豊松・有木  
中平・笹尾五村を合して豊  
松村となす。

○尾久比城 尾首城とも記  
す。



田頭村

山上主膳承吉 永祿年中。尼子方。  
同 次郎左衛門承種 天正年中。

木津和村

木津和左頭助宗

草木村

劍助丸城 岡 伯耆守景信

同 孫 八郎

今念、けんじよか丸は、福永村の内小名なり。

檜原山 横山河内守義隆 天文年中丹下宗正を討取。

同 三左衛門尉知隆

檜原河内守吉秀

阿下村

星之子山 人皇三十七代孝德天皇御廟所有。福一満虚空藏の山なり。

甲奴郡

斗升村

斗升 何某

○星之子山 一般には、星居山又は星攀山と書き、ホシノコヤマと訓む。又註の中、「福一満虚空藏」の意味は解し難し、恐らくは、誤字又は脱字あるへし、或は「福智圓満虚空藏」にあらざるか。兎に角山上にある星居寺の本尊虚空藏の木像は、行基の作なりと云ひ傳ふるこゝなれば、之に關聯あるこゝなるへし。

○斗升村 今の清嶽村大字斗升なり。

○矢多田村 今の矢野村大字矢多田なり。

矢多田村

矢田 貝善三郎  
林 又左衛門

國留村

和智豊後守元長  
同 少輔五郎 同子。

豊後守、天文の頃左衛門尉と云、此所に城を築、時に時鳥のさへつりければ、百人一首に曰、郭公鳴つるかたを、なかむれば、たゞ有明の月を殘れると有、城を築大に不吉の相也と進、此城破却し、千丸松へ築替申されし、天正廿年周防國へ引越。

森 元 長

小川 主膳

長谷部大藏左衛門元延

上下村

翁城

長谷部大藏左衛門元延  
長 飛彈守  
小川 主膳

長兵衛尉、長谷部信(連)實末流、(信連は)高倉宮の忠臣、(長)信連長と稱す。有。陰徳四十二に有。長谷部。天正頃。

安田村

永井伊賀守 田房何某家臣也。

有福村

有福 立蕃  
高尾 又四郎



某は稻草村の田房氏なり。  
○有福村 今の吉野村大字有福なり。

○太郎丸村 今の上川村大字太郎丸なり。

○龜谷村 今の領家村大字龜谷なり。

○小塚村 今の吉野村大字小塚なり。

○小堀村 今の吉野村大字小堀なり。

○稻草村 今の田總村大字稻草なり。  
○永井田房亮 永井氏代々此の地に住し、田總庄を領す、因て田總氏を稱す、田總又田房とも記す。

○丸河南村 今の河内村大字丸河南なり。

○丸門田村 今の河内村大字丸門田なり。

○上里周防守實秀 陰徳太平記卷十四備後國府野合戦之事の條に、備後の將池上上里等尼子勢を追撃して軍功ありしことを記す。

○池上久三郎 前に同じ。

○大田村 今の河内村大字大田なり。  
○毛利秀余 恐らく毛利秀包の誤なるへし。同訓なるに依り「包」を「金」に誤り次に「金」を「余」と誤寫したるならむか。  
○木梨村 今の木庄村大字木梨なり。

高尾又七郎  
竹内彌三郎  
小越左兵衛佐入道玄蕃 於越共有。玄蕃二男の由。大力の強弓、于今氏宮に在。九州へ所替。

太郎丸村

秋山五郎入道 觀應三年。

同 伊豆守

同 隼人正隆信 天文年中。

龜谷村

福場與三郎盛勝

同 備前守盛利

同 内藤河内守

岡田孫八郎

川上奎之進

小塚村

伊達左馬頭

同 和泉守

泉 惣太夫

小堀村

新見能登守 天正年中。

和泉惣太夫尉

稻草村

永井田房亮  
山名伊豆守  
田房飛彈守

御調郡

丸河南村

上月源左衛門

丸門田村

上里周防守實秀 天文十三年、尼子より三吉を攻むる時、加勢大功の人也。

上里豊後守

市村

池上久三郎 久太郎共有、天文十三年前に同じ。

大田村

土倉對馬守夏平

宇津戸村

毛利秀余

木梨村

鷺尾山城 木梨左衛門尉信平 建武三年三月四日尊氏卿より木梨之庄を賜る。



○木門田村 今の木庄村大字木門田なり。

○石原彌次郎 陰徳太平記卷四十二中國勢攻筑前國立花城附大友勢後詰之事の條に、筑前國帆柱の陣に於て杉原播磨守盛重の家人石原彌次郎討死の事を記す。

○大町川村 大川村は大町村の誤なり、大町村と校訂す。

○森光新四郎景近 陰徳太平記卷十四備後國府野合戰之事の條に、備後の將森光等が、尼子勢を追撃して、大功ありしことを記す。

○尾ノ道 今の尾道市なり

○成竹城、宮兵部 藝藩通志には、鳴瀧山、宮地兵部太郎廣義、同兵部次郎廣俊とあり。「成竹」と「鳴瀧」とは訓相近く、「宮兵部」とは「宮地兵部太郎」を正しとするか如し。

○西村 今の向島西村なり

同 又左衛門尉元清 信平七代孫。  
同 民部太輔元經 天文年中。  
同 宮内太輔廣盛 同。  
木梨平左衛門

木門田村

石原小次郎景直 永祿年中筑前帆柱陣に出。  
同 彌次郎

大(町)川村

森光新四郎景近 天文十三年尼子晴久より三吉を退治の時、加勢し、大功の人なり。

尾ノ道

千光寺山城 杉原民部太輔元經 持倉修理

吉和村

成竹城 宮 兵 部  
小串 宮 村 宮 内

栗原村

大田垣新六 栗原豊後守

西村

岡島 村 上 治 部 少 輔  
向島之内。

○向島は云々 古城記として關係あることにあらず、恐らく後人の加筆なるへし

向島は三箇村也、西村・東村・立花村。

立花村

村上新左衛門尉

重井村

因島之内。  
村上新左衛門尉義光

大濱村

同。  
村上丹後守

土生村

同。  
村上新左衛門尉

三原

櫻山城 櫻山四郎入道慈俊 元弘元年、後醍醐天皇官軍と成、當國一之宮にて自害。

三原五ヶ村 三原 清五郎  
西野村 同 左衛門尉  
東野村 同  
木原村 小早川隆景  
山中村 福島 但馬  
須波村 淺野 甲斐  
原城付なり

福島正則城代。福島家老なり。名字仙石ともあり。松平安藝守家老。

山中村

猿掛 石原小次郎 杉原盛重家人石原彌次郎筑前立花にて打死と有。木門田村に、石原小次郎、同彌次郎有、當所をも領し、城をけんたいせじや。

美生村

小童山 澁川左衛門佐義光 小早川隆景舍弟。



○八幡庄云々 古城記とし  
ては關係なきことなり、恐  
らく後人の加筆なるへし。

○宮内村 今の八幡村大字  
宮内なり。

○津蟹村 今の今津野村大  
字津蟹なり。

○羽倉村 今の羽和泉村大  
字羽倉なり。

○和草村 今の羽和泉村大  
字和草なり。

○和泉村 今の羽和泉村大  
字泉なり。

○下津村 今の久井村大字  
下津なり。

○江木村 今の久井村大字  
惠木なり。

○杭之庄云々 古城記とし  
ては關係なきことなり、後  
人の加筆なるへし、又「但  
し」以下は無き古城記多し、

八幡庄拾箇村と云ふは、野串村・福井村・簀村・屋中村・本庄村・美生村・津蟹村・垣内村・坂井原村・宮内村  
拾箇村也。

宮内村

櫻山四郎入道慈俊  
同 左衛門尉

津蟹村

山中 彈正

羽倉村

土屋長門守

和草村

三口助三郎

和泉村

門田甚左衛門尉元賀 江木村より、城を此所へ引築く。

下津村

高城 山名 左近將監  
此山、南少し下津村、天守臺其外山三方江木村野山なり。然さも下津村差出帳に書出候故如此。

江木村

府元城主 門田甚左衛門尉元賀 毛利臣。天正年中。  
泉村に引越。  
杭之庄と云は、江木村を元として、下津村・羽倉村・和泉村・和草村之内黒河・和草村・勘原村・吉田村、  
八箇村。但し言分有之、一村の建り

因島

青木城 能島 次郎顯長

新長新左衛門尉

己斐 豊後守

○御調郡云々 古城記とし  
て、關係あることにあらず  
後人の加筆なるへし。

意味も不明なれば削除す。  
○因島 青木城は、因島の  
中、中庄村に属す。

御調郡水調とも書。三原を杵原共書。尾路より三原の間を木梨の庄長井の浦と云ふ。當時は長井の浦  
を糸崎と云ふ、八幡之宮有、聖武天皇御宇天平元年二月八日鎮坐有、境内に古井有、長井の水と號す  
神功皇后西征の時此浦に泊舟し給、木梨真人水を貢す、因て郡の名とす。又御舟を繫し故、此井を繫  
守井といひ、又所を井水崎といふ、今糸崎と云は、謬り來りしなり。

長井の泊りは、尾路町内に在。  
尾路の沖に鷺島といふ有、其間に火のもゆる事有、是を古來よりたくろふといふ、筑紫の不知火の類  
なり、古歌に、

西の海下尋の底にもゆる火は東の浦にたれかたくろふ。

後鳥羽院承久三年遷行(幸)の時、當浦に泊船し給ひし時、此火もゆるを徵覽有、隱岐國かつ田の行宮  
の沖にも、如し此火もゑければ、

隱岐國たく火の里にたかぬ火は備後の木梨にいまそたくろふ。

世羅郡

堀越村

小寺十郎左衛門

小寺十郎左衛門と、出たる書有、然れ共、堀越村にて、相尋候處十郎  
左衛門と聞候に付如此。

○堀越村 今の西大田村大  
字堀越なり。

○小寺十郎左衛門 小寺重  
郎左衛門と記する古城記あ  
り、故に註の中、初めの「十  
郎」は、「重郎」の誤寫ならん



○川尻村 今の三川村大字  
川尻なり。

川尻村 林 肥前守

○伊尾村 今の三川村大字  
伊尾なり。

伊尾村 下見加賀守  
下方外記

○敷名村 今の津名村大字  
敷名なり。

敷名村 椋梨左衛門尉包久 天正六年。

○黒河村 今の吉川村大字  
黒川なり。

黒河村 江村八太夫

○下津田村 今の津名村大  
字下津田なり。

下津田村 庄、七郎

○庄ノ七郎 藝藩通志に、  
「明神山、金築勝七郎、一説  
に庄野七郎に作る」あり  
「カチツキ」は城名なりや又  
人名の一部なりや詳かなら  
ず。

甲山町 上原左衛門太夫元佐  
山内大和守直通  
大田民部

○寺町村の仁云々 安永三  
年の加筆なり。

寺町村の仁に尋候處、元祐は毛利氏の様と存候、又沼城々主は元祐の弟也、大田民部と申は、さだ  
かならざるよし、當年より十四五年已前、八十有餘の老翁物語せしは、我若き時、親の云しは、我  
若冠の頃、沼城にて舞樂有、颯々たる音は、松風にさそはれ、蕩々たる音は、山彦にこそふ、老若  
袖をつらねて、郭外に耳を濯じ事あり、予も其壹人なりとぞ、此物語は安永三つのごし名月の夜、  
はなされしにより、書しるせしものなり。

○赤屋村 今の東村大字赤  
屋なり。

赤屋村

○津口村 今の津久志村大  
字津口なり。

津口村 得能對馬守 徳能とも有。  
東郷平内

○宇賀村 今の廣定村大字  
宇賀なり。

宇賀村 矢野新助

○安田村 今の大見村大字  
安田なり。

安田村 天野典厩

○三郎丸村 今の東大田村  
大字三郎丸なり。

三郎丸村 土屋十郎左衛門 屋敷有。三谿郡吉舎村和智氏の爲に切服(腹)

○小世羅村 今の甲山町小  
世羅なり。

小世羅村 城跡壹箇所。

○西神崎村・本郷村 今の  
東大田村大字西神崎・本郷  
なり。

西神崎村 同。  
本郷村 羽山之城、壹箇所。

○大川の水云々 古城記  
として關係あることにあ  
らず、古城記中之を記せざる  
ものもあり、勿論後人の加  
筆なるへし。

大川の水、貳筋有、世羅郡藏宗村四ツヶ谷と申所より滴出、御調郡布原村の奥うね山より滴出。但  
し同郡菅村より、少ししたより有て、流出る。



三谿郡

○三谿郡 今の雙三郡の一部なり、明治三十一年三三谿の両郡を合併して、雙三郡となす。  
 ○吉舎村 今の吉舎町吉舎なり。  
 ○和知(實春) 他の古城記により實春を補ふ。  
 ○安田村 今の吉舎町安田なり。

○大田幸村 今の田幸村大字大田幸なり。

○三五村 今の吉舎町三五なり。

○檜村 今の八幡村大字檜なり。

○三若村 今の川西村大字三若なり。

○江田城 天良山城を云ふか、廣澤氏又江田氏を稱す  
 ○幟返城 旗返城なり。

○當村に云々 古城記としては關係あることにあらず後人の加筆なるへし。

吉舎村 南天山城 和知(實春) 本名廣澤氏。

安田村 今井四郎 安田右衛門太夫 天文十年正月、吉田軍の時、尼子方をそむき、毛利へ内通の壹人なり。

大田幸村 木梨小次郎元經

三五村 和知何某

檜村 杉床何某

三若村 江田城 廣澤源八兵衛尉 天文廿年七月廿三日落城、大内義長公(命)に仍て、毛利元就並に三家共に向、義長公ハ大友宗麟公の弟也。

幟返城 祝 甲斐守 天文廿一年落城。  
 同 治部大輔 當村高杉城にて討死。  
 同 長門守 當村に、白糸の瀧といふ有、鼓ヶ瀧とも云ふ。三十三所觀音祕佛有、行基菩薩の作なり。

○三谷村 諸古城記何れも三谷村と記するも、三谿郡に三谷村無く、又藝藩通志によると、三谷豊後守の居城を記さず。  
 ○江田川之内村 今の神杉村大字江田川之内なり。  
 ○高杉村 高橋村は誤にして、高杉村なり、今の神杉村大字高杉なり。  
 ○棗原村 今の萩原村大字棗原なり。

○奴可郡 今の比婆郡の一部なり、明治三十一年奴可三上・惠蘇の三郡を合併して比婆郡となす。  
 ○入江村 今の西城町入江なり。

三谷村 三谷豊後守

江田川之内村 江田源八泰氏 建武二年、大(太)平記十七卷に委。

高橋(杉)村 江田何某

棗原村 湯谷何某

奴可郡

入江村 西條植山城 尾和備後守隆定 天文二年の頃。  
 久代彈正左衛門利吉 明徳年中。

同 左衛門佐景英  
 同 監物利成  
 同 小藤太興成 應永年中。  
 同 宮内景行  
 同 上總前司景友  
 同 上總介高成



○小奴可村 今の小奴可村大字小奴可なり。  
○龜石城 藝藩通志に據るに、龜山城なるか如し。

○川西村 今の東城町川西なり。

○五本竹城 藝藩通志には五品嶽及び渡部内蔵とあり

○八鳥村 今の美古登村大字八鳥なり。  
○東主膳正幸 藝藩通志には、東兵部政幸とあり。

○始終村 今の帝釋村大字始終なり。

○久代氏家來云々 恐らく後人の加筆なるべし。

同 彈正忠廣久  
同 三河守  
同 修理亮高盛 天文三年。  
同 新重郎  
天野利兵衛尉元珍

小奴可村  
龜石城 奴可入道西寂 元暦元年。  
飯田新助 後主。  
龜井武藏守茲經 天文之頃。

川西村  
花谷城 澤 常陸介 尼子幕下、天文年中。  
五本竹城 渡邊 藤内  
東城 長尾 隼人 福島正則家老。  
淺野 豊前 松平安藝守家老。

八鳥村  
蟻腰城 東主膳正幸

始終村  
田邊美作守 末葉權大夫と云ふもの稻葉美濃守へ勤有之。  
久代氏家來田邊美作守・田房氏家來貞助何某・高宮氏家來若林筑後憲數事有之、神石郡福永村の岡孫八に被申付、未渡村國廣といふ所にて、三人共に成敗せらる、美作の末孫、稻葉美濃守殿 淀之城主之内、田邊權大夫といふ者有之よし。

菅村

○菅村以下 は、後人の加筆なるべし。  
○菅村 今の八幡村大字菅なり。  
○龜石城奴可入道西寂 他の古城記に従ひ之を補ひたり、然れども藝藩通志によれば西寂の居城は小奴可村龜山城とす、而て小奴可村と菅村とは隣接せず、故に何れか誤なり。本書はもと小奴可村龜石城とす、故に本項は後人の加筆なり

菅村  
(龜石城) (奴可入道西寂)  
當村龜石之城は、奴可入道西寂の居城なり、陰德太平記七十卷には、輒にて遊宴しける折節、親の敵なれば、河野四郎通信・出雲房宗賢二人して、忍て奴可入道を虜り、伊豫國高繩之城にて、親通清の墓の前を、三度引まわし、首を刎、西寂もさるものにて、墓の上に尿す、是より河野に墓を築事を不用と云々。又源平盛衰記には、伊豫國住人河野介通清治承四年冬より謀叛を起、道前道後の境高繩之城に楯籠、備後國住人額入道西寂數千艘にて押寄通治(清)を討取、猶四國を淨んと伊豫國に滯留す、道(通)治(清)ノ子四郎通信忍て西寂を生取と云ふ、異説多し、然れども當城主に違なし、其後飯田新助住、其已後尼子幕下、龜井武藏守慈經居城す、當城を龜石之城といふ、龜に似たる大きな岩有、去によりて、龜石之城といふ、其後如何なる故にや、此石をうち破ければ、夜なく、光りを放ちける故、取集、四方三十間余に築きて、天満宮を勧請し、龜割之城と改號しけることなり。

同村

鬼白 萬松山德雲寺 曹洞宗之寺也  
開基道元和尚八世覺隱禪師なり、寺より三丁程山奥に鬼白有、昔鹽婆鬼といふ鬼の住し所なり又水鉢といふ有、如何成炎暑にも、水絶る事なし、若たゆれば、怪事有り。

小奴可村

猫山  
此上絶頂迄五十丁の大山也、伯耆の大山を眼下に見分くる絶景なり、周廻三里有、相傳、米糈俵を負て、一日の内に、三度廻り、猫のなく聲すれば、石化して猫となる。

當郡

圓通山見性寺 本尊千手觀音行基菩薩之作也  
庭に傘のこまくなる松有、高さ壹丈余、又布袋草とて、丸き葉にて、美敷赤色の花咲草有、他に類なき草なり。



當郡

太田の郷、熊野權現

聖武天皇天平元年鎮座なり、老杉森々として、殊勝なる宮居なり、山奥八丁行けば、那智之瀧と云ふ有、六十余丈の瀧なり、觀音堂は、大富之城主久代上總介景盛永祿四年再建立なり。

西村

猿渡山密嚴院法恩寺

天平十年弘法大師開基し給ひ、自五大尊を畫て安置し給ふ、寺門の川の中に岩有、讃州多渡郡善通寺より猿來て、此岩の上に飛んで遊、故に猿飛石といふ。

三次郡

横谷村

女龜山 龍王之社あり、此山備州雲州に跨りたる大山なり、北の頂に池有、此所に社あり、靈驗神也、女人禁制の地なり。

上作木村

作木 新左衛門 天文年中、祝合戦に米原を討取。

下作木村

當村に、作木之瀧と云ふ有。青瀧寺は覺理上人開基なり、寺は斷絶して、礎のみ残り、上人の木像辻堂(に)有、本尊藥師瑠璃光如來之像三次町常運寺に在り。

○三次郡 今の雙三郡の一部なり、明治三十一年三次三谿の兩郡を合併して雙三郡となす。  
○横谷村 今の布野村大字横谷なり。  
○女龜山 古城跡にあらず恐らく後人の加筆なるへし  
○上作木村 今の作木村大字上作木なり。  
○下作木村 今の作木村大字下作木なり。  
○青瀧寺 藝藩通志には、青龍寺とあり。

○山家村 今の河内村大字山家なり。

○島敷村 今の八次村畑敷なり。

山家村

三次 尾 關 石 見 福島正則家老。

島敷村

比惠尾城 三吉 備後入道海雲 元弘三年。

同 宗 隆

同 隆 資 宗隆子也。

同 隆 信

同 新兵衛尉光茂 天文年中。

同 修理亮廣隆 天文年中。

同 式部大輔隆慶 宮原書に、天正の頃と有。

同 新兵衛尉政慶 光義ともあり。

同 三郎左衛門尉

同 大 炊 介

同 丹 後 守

同 飛 彈 守

上里村

比熊山 三吉 新兵衛尉直通

尾 關 山城 福島正則家老。

尾 關 石 見 屋敷有。

上志和知村

幡山城 中村 石見守慶久 天文年中。

○上里村 今の三次町なり 明治十九年上里村を三次町となす。

○上志和知村 今の川地村 大字上志和地なり。



○青河村 今の酒河村大字  
青河なり。

青河村

青屋出羽入道友梅 大永之比。

○惠蘇郡 今の比婆郡の一部なり、明治三十年、年惠蘇奴可・三上三郡を合併して比婆郡となす。

惠蘇郡

○新市村 今の上高野山村大字新市なり。

新市村

○永祿十一年云々 永祿十一年は永祿十二年の誤なり而て陰徳太平記卷四十二五月十八日合戦之事の條に高野山入道久意のこゝあり、此の註此のこゝを云ふものならば、此の註は、久意の下に入るべきなり。

高野山入道久意 天文年中。  
同 五郎兵衛尉元久 永祿十一年豊前立花合戦高名。

○比和村 今の比和村大字比和なり。

比和村

○高野山入道久意・同五郎兵衛尉元久 比和村には之を記せざる古城記あり、新市村と全然同一なり、重複せるか。

高野山入道久意  
同 五郎兵衛尉元久  
比和 右京  
宮 下野入道

○三川内村内福田組 藝藩通志には福田組と記し、一村に數へあり。尙同書記して曰く、中古小和田組・福田組越原谷を合して、三河内村と稱せしと云ふと、今の比和村大字三河内なり。

三川内村内福田組

小和田組村福田組村と分有。  
三ツ子山城 河内三河守通佐 山内家臣也。

○泉村 藝藩通志に曰く、向泉村、舊は、涌村又は單

泉村

に泉村とのみ稱せりしと、今の口北村大字向泉なり。

泉三郎左衛門尉信正 大永天文年中。  
同 三郎五郎信行

○本郷村 山内を冠するは山内郷本郷村なるか故なり然れども他に郷名を冠せる村無ければ之も削除すへきなり。本郷村は、今の山内西村大字本郷なり。

山内本郷村

○山内山城 藝藩通志は甲山となす。

山内山城 山内大和守直通 文龜年中。  
同 兵庫助豊通  
同 上野介隆通 天文年中。  
同 新左衛門尉隆直  
同 刑部少輔通定  
同 大隅守景通  
同 九郎元通  
同 左衛門佐通信  
同 縫殿  
山内又五郎

山之内之庄と云ふは十六箇村有、

濁川村 門田村 戸江村 三日市村 上原村 下原村 本郷村 殿河内村 市村  
水越村 高越村 下村 田原村 木戸村 川北村 尾引村 拾六箇村なり。

大月村

和泉守久正

向泉村

長岡越中守 茶白山信安山三箇所、和泉殿家老。

永田村

青掛山 城主不知

○大月村 今の口北村大字大月なり。



○湯木村 今の口南村大字湯木なり。

湯木村

釜峰山 湯木三郎則重

○宮内村 今の口北村大字宮内なり。

宮内村

土居 宮内土佐守正良  
竹山、熊谷 城主不知

○下門田村 今の下高野山村大字下門田なり。

下門田村

板元 白根 加賀守  
榎ケ元 水間 佐土(渡)守  
長尾林 長尾 何某

○下湯川村 今の上高野山村大字下湯川なり。

下湯川村

宇緑瀧山 尼子土富山責<sub>ル</sub>之時、陣<sub>スル</sub>山ト傳<sub>ル</sub>也。

○宇緑瀧山 うる瀧山なるへし、従つて「緑」の字誤寫なるへきも考へ難し、又「土富山」は「土富山」の誤寫にして、新市村の藪山なり。藝藩通志に據るに元龜三年四月、尼子勝久の將川添勘解由久任、藪山を攻むるこゝ見ゆるも、事詳かならず後考に俟つ。

森脇村

錦山 森脇 豊後守  
同 三十郎  
同 市正  
湯淺肥前守 後城主。

○古北(頃)村 古北村は、古頃村の誤なり、今の比和村大字古頃なり。

古北(頃)村

城ヶ平山 城主不知。

○木屋原村 今の比和村大字木屋原なり。

木屋原村

二箇所、谷向・堀越城主不知

○川北下組村 川北村とすへきなり、今の山内北村大字山内。

川北下組村

三角山 安氏藤左衛門

○安氏藤左衛門 藝藩通志には、安藤藤左衛門とあり

門田村

小平山 門田 宮内正

○門田村 今の山内北村大字門田なり。

濁川村

小倉山 城主不知。

○濁川村 今の山内北村大字濁川なり。

○市村 今の山内東村大字市なり。

市村

尼子晴久陣所

○高茂村 今の山内西村大字高茂なり。

高茂村

申山 川西 三河守

○申山 藝藩通志には中山とあり。

水越村

岡之段 城主不知。

○水越村 今の山内西村大字水越なり。

○岡之段 藝藩通志には、岡之壇とあり。

○三上郡 今の比婆郡の一部なり、明治三十一年三上惠蘇・奴可の二郡を合併して比婆郡とす。

三上郡

庄原村

庄原 李之進 天文九年。

○高門村 今の敷信村大字高門なり。

高門村



○門學上人 僧文覺のこゝを云へるなり。文覺の遺蹟は高雄谷にありと云ふ。此の項後人の加筆か。  
 ○峰村 今の峰田村大字峰なり。  
 ○高村 今の高村大字高なり。  
 ○篠津原城 藝藩通志によれば篠津原は、古戰場にして、城跡にはあらず。而て山口通英の城は、同村雲井山あり。  
 ○高門村 前にあり。重複す、後人の加筆ならむか。  
 ○篠丸山 藝藩通志には、篠丸城あり。  
 ○小用村 今の高村大字小用なり。  
 ○木(本)村 木村は本村の誤なり、今の本村大字本なり。  
 ○笹の丸山 藝藩通志によるに笹丸城は、高門村と本村との境にありと云ふことなれば、此の項高門村と重複す。  
 ○實富村 今實留と書く、今の敷信村大字實留なり。  
 ○一木村 今の敷信村大字一木なり。  
 ○笠之城 藝藩通志には、笠山あり。

門學上人址有。

峰村

赤川左衛門佐一族十郎左衛門尉 天文九年。(赤川左衛門佐一族)

高村

篠津原城 山口瀧口九郎通英

高門村

篠丸山 田中河内守

小用村

古城二箇所、城主不知。

木(本)村

笹の丸山 田中河内守 知能追附山不知。

實富村

丸山城 不知

一木村

笠之城 一木藤左衛門

古城記終り

古への十萬石之分書出書なり、城跡百四十余、姓名七十余人有。

○古への十萬石云々 後人の加筆なるへきも、意味不明なり、古への十萬石之分書出書なりとあるも、此の書「古への十萬石」即ち水野家時代の十萬石以外の備後國全部を含む、故に此の意味解し難し、或は「古の十萬石」即ち水野家の領地だけは、書出書により訂正を施したりとの意か、定かならず、又「城跡百四十余」の數へ方も不明なり、又「姓名七十余人」には何かの誤あるへし、本書姓名約五百あり。  
 ○原本は、最後の紙の表中程にて終り、裏に備後國古福山領古城記以下を記す、勿論後人の加筆なり、而て備後國古福山領古城記なる名稱は本書の内容には合致せず、備後國古福山領と云へば、水野氏の備後國に於ける領分にして、沼隈・深津・安那・三津・神石・蘆田・甲奴の七郡に過ぎず、然るに、此書は、備後の全部即ち十四郡を含む、故に茲に記するこゝろ誤にはあらざれども、記して正しからざるものと云ふへきか。

備後國古福山領古城記

當地ハ水野勝成拜領の節より十萬石なり、然といへども、分國大いに廣し、水野家斷絶の刻、暫天領となる、此時備前大守相模守へ檢地被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>役人多く被<sub>レ</sub>差越<sub>レ</sub>中にも津田左源太といふ有、拾五万八千余石となし、其外備中小田郡を打出す、依て十萬石福山領、貳万石豊前中津領、其外小田郡とも不<sub>レ</sub>殘天料(領)となる、古福山といふは、水野家領知の節の事なり、此書には小田郡は不<sub>レ</sub>殘振すなり。



## 備後古城記とその校訂に就て

### 緒言

備後古城記は、備後の郷土史料としては、中々重要なものである。而て又それが徳川氏時代の備後郷土史料の中で、最古のものであると云ふ點に於ても亦貴重なるものである。併し從來只寫本として傳はつて居ただけで、未だ上梓せらるゝには至つて居ない様である。けれども寫本としては、或程度世間に流布して居ると見えて、校訂者の如きも、二三の寫本は餘程以前に於て既に見たことがある、併しそれは何れも、記載の體裁を異にし、内容も亦多少違つたものであつた。それ故備後古城記には異本が頗る多いと云ふことを、以前から考へて居たのである。唯幾種類位の異本があるのか、又それ等の異本相互の間には、如何なる關係があるのかと云ふが如きことは、調べて見たいと思ひつゝも、之を調べて見る機會を得ることも出來ず、又之を調べた方のあることも知らずして今日に及んだのである。

ところが、本年七月、得能正通君から相談があつた、それは此度備後叢書に、備後古城記を收めることにしたが、どの古城記を選んだらよからうか、又出來得れば、校訂も願いたいのであるがと云ふことであつた、而て備後古城記の寫本を二種送つて來られた。實は豫てからやつて見たいと思つて居たことではあるし、一つ此の機會を利用して、徹底的に備後古城記を調べて見たいと思つて、早速承諾の旨を得能君に通すると共に、こちらからも注文をつけた。それは、出來るか何うかは別問題として、之を引受けた以上は、自分としては出來るだけ完全なものを作りたい、而て其の爲には、出來るだけ多くの備後古城記を集めると云ふことが最も必要なことである。勿論自分でも努力するが、あなたにも一骨折つて頂きたいと、かう申込んだのである。

勿論得能君は快く之を承諾して呉れた、而て餘程盡力して呉れたのであるが、意外にも備後古城記は思ふ様には集まらなかつた。即ち得能君の手で四種、私の手で三種、合計七種の備後古城記が集まつたに過ぎなかつたのである。

備後古城記の異本が思ふ様には集まらなかつたので、私は少からず失望したのであるが、何とも致方がないので、私は此の七種の異本に就て、調査研究を初めた。ところが研究の結果は意外にも色々の端緒を得て、思はざる收穫があつたと私は信じて居るのである。それ故私は今備後古城記の如何なる書なるやを説くと共に、その校訂に就て一通り説明して置きたいと思ふのである。



## 古城記と城

備後古城記の何たるやを知らむと欲せば、先づ古城記の何たるやを知るを要し、古城記の何たるやを知らむと欲せば、先づ城の何たるやを知るの必要があるのである。我々が單に「城」と云ふ時は、その概念中には、上古の稻城や水城から、降つては近代の城郭に至る迄凡ての所謂城を包含するのである。併し古城記に於て城と稱するは、主として戦國時代の城であつて上古の稻城や水城を含まざるは勿論、天主閣や櫓を有する近代の城も主なる對象物ではないのである。然らば所謂戦國時代の城とは如何なるものなりやと云ふに、城塞堡壘より豪族の居館に至るまで、凡て防備的施設を有する築造物は之を城と稱したのである。故に戦國時代の城は、天主閣を有し城櫓を有する近代の城の如く、大規模のものではなく、至つて簡單な設備のものであつたのである。従つて城の築造は容易で、爲に各地に城が築かれたのである。今日城跡と稱せらるるもの、其の數非常に多く、一村或は數個所を算するものがあるのは、その爲である。

これ等戦國時代の多數の城は遂には何うなつたかと云ふに、戦國時代も最初は眞の群雄割據で、多數の豪族が城を構へたが、時代が進むに伴つて、漸次兼併が行はれ、城も漸次少くなつて、比較的規模の大きいもののみが残つたのであるが、殊に織田豊臣氏の時代に至りては、安土桃山城や大坂城の如き大規模の近代式築城が行はれた一方、山城を禁止するに至つた爲、城は比較的大規模のもののみが残つて、群小の小城は悉く廢せられ、其の結果は所謂城跡なるものが多數に出来たのである。それが徳川氏の時代になると、所謂一國一城主義が行はれ、原則としては、一藩には一城を限り許可すると云ふことにした爲、比較的規模の大きい城も廢せられ、従つて規模の大きい城跡も出来たのである。而てこれ等の城跡は何れも要害の地であるから、一朝有事の際には、之に據ることが出来る。故に城跡は各藩に於て重要な關係を有するものであつたのみならず、幕府に於ても無關心では居れないものであつたらしい。

城跡が斯くの如き關係のものであつた爲であらう、各村の庄屋が藩に差出す所謂差出帳にも必ず「古城跡」と云ふ一項目があるし、又幕府の藩巡見の際、藩から差出す調書にも、必ず「古城跡」なる項目があるのである。而て此の差出帳の「古城跡」を集めたものが即ち古城記の最初のものなることは、殆ど疑ふ餘地は無い様である。而て漸次古城跡の研究と云ふことに注意する人が出来て、加筆なり増補なりが行はれて、遂に今日古城記が出来たものと思はれる。併し古城跡及び古城主に就ては、幕府又は藩で特に取調べたことがあつて、それが資料となつて出来た古城記もある様である。「美作國古城跡」と稱する古城記などがその一例である。同書卷末に記するところの一節に「正保二年乙酉歲、從公儀御改之節、井上筑後守政治へ上り候帳而之寫百五十四ヶ城也」とある。之に因つて見ると、津山藩は正保二年に幕府の命に依り、古城跡に關する報告を差出したのである。恰度此の時代に福山藩で

も幕府の命に依るものか何うかは明かでないが、古城跡に關する取調べを行つて居る。それは、土肥七郎氏所藏の古寫本『諸色集書』の一篇に、「備後國之内古城主」と題するものがあつて、その末尾に「右古城主の儀は、水野美作守様御吟味被成候に付、件の村々より、書付差出候節之寫也」と記してあることによつて、之を知ることが出来る。水野美作守は勝俊である。

斯くの如く徳川幕府の初期に於ては、古城跡に就き相當の注意が拂はれ、従つて各藩ともに之に關する資料があつた爲め、古城記又は之に類するものは、諸所に出来たのであつて、古城記と云へば、單に備後古城記のみであると思ふべきではない、諸國何れにもあるのである。尤も書名は古城記の外に、古城志、古城跡記、古城跡志又は古城跡などと稱するものもある、體裁も亦同一ではないが、多くは古城跡を郡村別に分ち、その古城主を列記して、之に多少の註釋を加へたものが最も多い様である。而て材料が藩の書類から出た爲であるか、著者の誰なるやは、大抵分つて居ない様である。

## 三

## 備後古城記

備後古城記は、云ふまでもなく備後の古城記である。併し異本頗る多く、又その範圍も、備後國一圓のもの、その一部分に過ぎざるものもあり、而て今回私が集め得た七種の備後古城記は、内容は勿論書名まで違つて居るものが多い。而て私が今備後古城記に就て述べるところのものは、此の七種の古城記に就て研究した結果である、故に茲で備後古城記と云ふのは、此の七種に就て云ふのであつて、此の七種以外には出でないものであると承知されたいのである。

備後古城記の生立も、他の古城記の生立と大差なきものであるが、その生立には二つの系統がある。第一の系統は整備の領主福島正則時代の、備後國の差出帳を材料として編纂したもので、範圍を備後一圓に取つて居る。此の系統の古城記は、最初福島氏時代に編纂されたかも知れないが、今日に於てはその痕跡を認め得べき古城記は傳はつて居ない様である。而て今日傳はつて居る古城記の最初の編纂は、福島氏の直後即ち水野勝成時代である、而て水野勝俊時代に第一回の増補が行はれ、元祿檢地の直後即ち松平氏時代に於て、新郡村名に依つて改編された、それが今の古城記の元祖で、それから各時代に少しづつ増補なり加筆なりが行はれたものと思はれる。

第二系統に属する古城記は、水野勝俊が古城跡及び古城主を調べた時の書出を資料として編纂したものである。

今回集め得た七種の備後古城記を、第一系統及び第二系統に分ち列挙すれば、左の通りである、而て記述上引用に便する爲に畧稱を附ける。



第一系統

備後古城記  
備後古城記  
備後古城記  
備後福山御領古城跡城主記  
備後古城記

校訂者 藏(猪原本)  
福山市 濱本鶴賓氏藏(濱本)  
福山市 福田祿太郎氏藏(福田本)  
御野村 土肥七郎氏藏(土肥本)  
松永町 山本新氏藏(山本本)

第二系統

備後國之内古城主  
備後古城跡記

御野村 土肥七郎氏藏(土肥本)  
福山市 濱本鶴賓氏藏(濱本本)

今是等七種の備後古城記に就て、簡單なる説明を加ふれば、猪原本は、前に述べた第一系統の備後古城記の元祖に、阿部正邦時代までの加筆が施こされたもので、七種の内加筆最も少く且最古のものである。併し巻首巻尾各一二枚の落丁があるので、完本と稱し難きのみならず、誤字及誤寫の多き寫本である。而て勿論阿部正邦時代に出來た寫本ではなく、その後の轉寫本である。濱本本は、第一系統の備後古城記の元祖に、安永三年頃迄の加筆が施してあるものである。併し安永三年頃に出來た寫本ではない、勿論それ以後の轉寫本ではあるが、よく原本の體裁等そのまゝを寫したもので、備後古城記の沿革は、此の寫本に依りて初めに窺ひ得るのである。即ち古城主名を、郡村別に、筆太に墨書し、古城跡及び色々の註が、その上方に或は右肩に、或は下方に、又は横脇にと云ふ風に、余り統一もなく墨書で記入してある、之が水野勝成時代に出來た原本の形であると思はれる。それに水野勝俊時代の増補が朱書記入になつて居る、而て元祿檢地直後に新郡村名に依りて改編され、阿部正邦時代に又朱書記入が行はれて居る。而て前に述べた猪原本は即ち此の時代の備後古城記を、體裁を變へて寫本したものである。而て原本の體裁が前述の如きものであつた爲に、甲なる古城主に属する註を、乙なる古城主に属する様に寫本する等、所謂桁外れの誤寫をして居る箇所が猪原本には少くない様である。少しく餘談に亘つたが、さて濱本本は之より尙進んで安永三年頃迄の加筆が朱書又は墨書を以て施こされて居るのである。而て勿論寫本で、草書書きである爲に、讀みにくい、首尾共に完備せるものである。而て第一系統に属する五種の備後古城記中では、最も完全なる善本なるが如くである。福田本は濱本本程度の備後古城記を、只體裁を變へて寫本したものであると思はれる。凡て墨書であつて、體裁を變へた結果は猪原本

同様桁外れの誤寫も多少ある様である。

土肥本は、福田本程度の備後古城記から、安那、品治、蘆田、深津、沼隈の五郡を抜き取つて、『備後福山御領古城跡城主記』と名けたものである。編纂者のつもりでは、阿部氏領地の古城記としたのであらうが、安那郡内の阿部氏に属せざる村も敢て除いては居らぬ、故に内容より云へば、備後五郡の古城記である。而て凡て墨書である。

山本本は、福田本程度の備後古城記に、更に進んで安永六年迄の加筆が施こされたものである。而て體裁亦福田本に類し、凡て墨書であつて、五種の古城記中最も加筆の多きものである。而て此の古城記には第一系統の他の何れの古城記にもない特異の点がある、それは他の古城記に於ては、何れも東法成寺村と西法成寺村とを、品治郡に入れて居るが、此の山本本では、安那郡に入れてある。而て又此の古城記には、珍らしく跋文が附いて居る。

右古城跡者、家々ノ覺書、或切紙等ヲ取集メ、記之、九牛カ一毛ナラン、其上、城跡一ヶ所之所、今ハ二ヶ村三ヶ村ニ分ルモアリ、或論所トナリ、其村々ヨリ、同名悉書出ス類モ有ヘシ、聞誤リ書載タルモ有ヘシ、又筆者之書誤リモ有ヘシ、必後ノ明哲ノ改ヲ待、桑田氏源幸在、山名氏源響之ヲ記

安永丁酉六ノ歲卯月

斯くの如く山本本は珍らしいものでもあり、内容の分量も最も多いものであるが、分量が多だけに、内容は一番雜駁である。又跋文で見ると、山本本又はその原本は、安永六年の編纂なるかに見ゆれども、九分迄は福田本と同一で、只僅かの加筆か多だけである。

第二系統に属する備後古城記なる濱本本は、水野勝俊の取調べた領内の古城跡及び古城主に關する記録より成るものなるが如くである。而て水野家の取調べであるだけに、書名は『備後古城跡記』となつて居るが、内容は備後六郡と備中二郡の内の水野氏の領地だけに止つて居る、而て記録の内容も第一系統に属するものとは余程趣を異にして居る。殊に古城主の末葉に就ての調査が余程詳細である。此書は後編纂員一回だけ増補が行はれたものの如くであつて、その増補は朱書記入になつて居る。

第二系統に属する土肥本は、同じ濱本本の内から古城主名を抜き書きたと同様のものであるが、併し恐らく濱本本より早く編纂されたもので、各村庄屋より取調べの結果を差出すに任せて古城主名だけを抜き書きたのではないかと思はれる節が多分にある。

福山志料の引用書目を見るに、備後古城記の外に一本古城記と云ふがある。而て同書に引用せる字句から考へて見るに、備後古城記と云ふは、第一系統に属する古城記で、猪原本又は濱本本程度のものであつたらしく、一本古城記と云ふは、第二系統に属す



る古城記で、第二系統の濱本程度のものであつたらしく思はれる。

備後古城記の著者は、他の古城記の著者同様全然不明であつて、増補者・改編者・加筆者等も多くは分つて居ない、之は藩の文書取扱者が、密に藩の文書中より抜抄集録したものが原本となつた關係ではないかと思ふ。只山本本だけが、跋文で、著者の姓名も云ふべきものが分つて居るが、之も眞の著者ではなくて、寧ろ加筆者程度のものである。只東法成寺村と西法成寺村とを安那郡に移したので、或は改編者と云つても差支ないかも知れぬと云ふ位のものである。

次に少しく岐路に入るの嫌がないでもないが、東法成寺村と西法成寺村に就て一言を費して置きたいと思ふ。と云ふのは前に山本本では両法成寺村を安那郡に入れて居るが、他の古城記は何れも品治郡に入れて居ると云ふことを述べて置いたからである。併し両村の轉属に關しては、まだ確説なく、私としても相當議論の餘地はあると思ふが、兎に角現在に於ては次の様に私は考定して居る。

両法成寺村は、初め安那郡に属して居たのが元祿檢地に於て品治郡に轉属したと云ふことは確實である。只元祿檢地以前即ち水野氏時代に於て既に藩限りに於ては品治郡に轉属せしめて居たのではないかと云ふ疑が起らぬでもないのである。併し私は両法成寺村の品治郡轉属は、元祿檢地に於て行はれたもので、それ以前に於ては、假令藩限りにも行はれては居なかつたものと思ふ。

次に両法成寺村の安那郡復歸は、元祿檢地の直後即ち松平氏時代に、分郡を置いた際同時に行はれたものであると云ふ記録はある。併しそれ以後に於て編纂された備陽六郡志が、両村を依然品治郡に入れて居るので、疑問が起るのである。けれども私はやはり松平氏時代に復歸したものであると思ふ。

備後古城記を見るには、前述の両法成寺村の轉属のことを注意して、見る必要があると思ふので、敢て蛇足を添へて置く次第である。

#### 四

**底本の選擇** 備後古城記校訂の目的を以て、私は七種の備後古城記を集めたこと云ふことは既に述べたところである。故に私は

七種の古城記中何れを底本として校訂すべきかを考へなければならなかつたのである。

底本の選擇に於て第一に考ふべきことは、第一系統の古城記を採るべきや將た第二系統の古城記を採るべきやと云ふことである。單に史料と云ふ点から云ふ時は、第二系統の濱本は何れの古城記にも優るものであると思ふが、遺憾ながら第二系統の古城記は、備後國一圓に及ばず、只僅にその六郡に止まり而も備中國の二郡を含んで居る。故に備後古城記なる名稱には何うもふさはしくな

い。そこで備後古城記の校訂と云ふからには、何うしても底本は第一系統の古城記の内から選ばなければならぬ。

第一系統の古城記の中から底本を選ぶとすれば、第一系統の濱本本か、然らざれば山本本を採るべきであると思ふことには何人も異論はないであらうと思ふ、而て山本本は、内容が多いと云ふ点から云へば、濱本本に優るものであるが、巻首の一枚が脱落して居るので、完本と稱し難きのみならず、玉石混淆の後人の加筆が凡て集めてあるので、史料としては、何うも感心し難い、それ故に私は第一系統の濱本を底本として選んだ。併し私は同書を全部採るのではない、同書の内から後人の加筆を除いたものを底本として校訂するのである。故に私の校訂本は、水野勝成時代に編纂された備後古城記の少しも加筆の施こされざるものを元祿檢地後の新郡村名に依つて改編したものと譯である。

#### 五

##### 校訂と標註

私は第一系統の濱本を底本として校訂を行ふこととしたが、先づ第一に考へなければならなかつたことは、校訂本は如何なる體裁を採るべきかと云ふことであつた。第一系統の濱本本は、前にも一寸述べて置いた通り、原本をそのまま寫したと見えて、古城主名が郡村別に筆太にかゝれ、其の下には勿論のこと、右肩にも、左脇にもと云ふ調子に註が書き加へてあつた體裁の統一と云ふものは殆どない、故に此の本を底本にはするけれども、その體裁をそのまま校訂本にすることは何うしても出来ない。殊に活版に組むものさせば、到底相談にならないのである。故に體裁は何うしても變へなければならぬ。併し書物の體裁を變へると云ふことは、余程考へなければならぬ、如何となれば、體裁は著書の一大要素で、又著者の精神のあらはれであるからである。故に校訂者は、形式に於ては多少原本と違ふが、精神に於ては原本に一致する様な、而も活版に組み得る體裁を考へて、色々考へた結果が此の校訂本の原稿であるが、併し之でも相當組版上には困難があるので、特にその點は得能君に希望を述べて置いたが、校訂者の希望が達せられるか何うかは、出版された上でなければ分らない譯である。

併し備後古城記の體裁を變へなければならぬと考へたのは、校訂者に始まつた譯ではない。備後古城記を寫本した誰もが考へたことと見えて、濱本本の外は、何れの古城記も皆體裁を變へて居る、之が備後古城記に異本多しとされた一つの理由である。併し體裁だけでなく、内容にも多少相違がある。殊に往々桁外れの誤謬がある。それは原本の體裁が、前述の如きものであつた關係上甲なる古城主に属すべき註が、寫本の際往々乙なる古城主に書入れられたに基因するもので、第一系統の古城記中には、濱本本の外は、此の種の誤寫が相當あるのである。故に校訂本に於ては、此の点に就ては特に細心の注意を拂ひ、誤なきを期した積りである。



校訂上次に考へたのは、第一系統の濱本本を底本として、校訂を行ふとして、同書中の後人の加筆は如何にすべきやと云ふ問題であつた。元來各種の備後古城記の内容が頗る雜駁に見えるのは、全く後人の加筆に禍されて居るのである。殊にその内容を探究して、時代と云ふことを考へる時、常に大なる矛盾を認める、之は云ふ迄もなく、百何十年と續いた後人の加筆あるが爲である。故に私は此の後人の加筆なるものを全部削除することにした。幸にして底本に選んだ濱本本は、後人の加筆は多く朱書記入になつて居るので、之を削除することは甚だ容易であつた。併し只僅かではあるが墨書記入の後人の加筆がある。之も校訂者としては、見分け得ると思ふが、形式的には少しの區別もない、併し之が若し眞の原本ならば、後人の加筆は筆蹟からも判別し得る譯であるが、濱本本は後世の轉寫本で、朱書も墨書も、一切同一の筆蹟である。故に若し之を校訂者の考で捨てることにすると、それは餘りに專斷である。故に後人の加筆も墨書のものも之を捨てない、併し之に對しては、凡て校訂者の所見を註として釐頭に加へることにした。之が校訂本に標註ある所以である。尤も校訂者の加へた標註は單に之だけではなく、特に解釋を要するもの及び校訂者の所見を加へたいと思ふものは、凡て標註として之を加へたのである。

校訂上次に考へたことは、行文に或變改を加へるか何うかと云ふことであつた。之は勿論變改しない方がよいのである。古書の一字一句は凡て貴い史料である。それは時代を語り又貴い暗示を與へることがあるからである。併し備後古城記の校訂の場合に於ては、他の考へ方もある。今第一系統濱本本を底本として校訂を行ふのであるが、濱本本は果して一字一句忠實に原本を寫したか又濱本本の原本も恐らくは寫本であつたであらうが、その書寫の場合は何うであつたか、今回集めた古城記を比較して見ても、一字一句迄も注意して寫本したものは思はれるものは殆どない、殊に甚しいのになると文章迄も勝手に直して寫本した跡の歴然たるものも少くない。斯くの如きに拘らず尙一字一句嚴密に底本に據るのは無意味であるとの考が起らぬでもない。併しよく考へて見ると各古城記が斯くの如きに拘らず、尙時代色を充分に表はした或共通の文字なり字句なりを多分に含んで居る。而て殊に底本に選んだ濱本本は忠實に原本を寫して居る様に思はれるので、尙更一字一句底本に據りたいと私は思つたのである。

斯くの如く私は一字一句凡て底本に據りたいと思つたが、併し片仮名・平仮名・變體假名を混用した様な文章をそのまま寫す必要もないので之は凡て平假名に改めた、又文字も強て現在の活字にない様なものを用ゐる必要もないので之は改めることにした、而て之等は總て凡例に示す通りである。

併し現用文に慣用せざる字句であるからと云つて之を改める様なことはしなかつた、それは現用文に慣用せざるが如き字句こそその書の時代を語るものであるからである。それ故現用文に慣用せざる字句を態々底本のまゝに用ゐたものがある。例へば、『共

有』の如きもその一例で、之は古城記に於ては共通に所有するの意味にはあらずして、『ともあり』と訓み、主として『他書には何々と記するものもある』との意に使用されて居るのである。而て之等の字句は總て凡例に於て簡單なる註釋を加えて置いた。

斯くの如く一字一句凡て底本に據らむことを努めた位であるから、勿論文字字句の加除は之を避けたのであるが、併し確に誤謬なることの明かなもの及び原本のまゝでは誤解を起すものに對しては、何うしても加除を行はなければならぬ、併し校訂者の行つた加除は之を明かに示す必要があるので、校訂者の加へた文字字句には凡て括弧を加へて之を示し、又校訂者の削除せんとする文字字句には其の右側に實線を加へて之を示すこととして、敢て削除することはしなかつたのである。

斯くの如くにして此の校訂本は出來たのである、それ故本書は世間流布の備後古城記とは内容に於て多少違つた點があるのである。即ち本書は水野勝成時代に編纂されたまゝで、増補も加筆もない備後古城記を、元祿極地後の新郡村に依つて改編した古城記となつて居る譯である。

備後古城記を解説し、且その校訂に對する余の所見を述べて、此の校訂本の如何なるものなりやを説き、之をその巻末に附すること斯くの如くである。

昭和四年十一月 大坂僑居に於て

校訂者 猪 原 薫 一 識

(附記)

馬屋原重帶著西備名區一初卷一引用書目中『古城記、數十部』とあるが、察するに備後古城記であらう、是れによつて觀れば、校訂者猪原君の手に集まつた七種の外、尙多數の異本があることと思ふ、今後とも古城記所藏の方々は、進んで提供あらんことを御願ひする。

昭和五年三月二十七日

養兎翁 得能 正 通 するす



### 得能氏の勞を多とす

歴史は人心を作興し、人物を陶鑄するものである。即ち歴史の事實を回想することに依つて、知らず識らず其の訓誡を受くることは大きい。是れ歴史と民育と密接の關係を有し、我國では特に『國史の教育』が高唱される所以である。一步郊外に踏み出すと、そこには國魂の宿り、國風の繋がる幾多の史蹟名勝が、それからそれと相連接してゐる。史蹟名勝ならずとも、彼方に立ち此方に轉がる一本一石も、亦よく古を語らぬものはない。吾人は此等不文の記録なる活きた材料を中心に、民育に資することに地方の有識者又爲政者に要望して已まない者である。

幸に、近年歴史の攻究は著しく進歩し、細に入り微を穿ち、或は一時期、一事項に就ての穿鑿さへ忽にされず、爲めに地方史、郷土誌の編纂を促進し、大は縣史郡誌より、小は町史村誌に至るまで競うて續出し、各所に燦然たる光彩を放つに至つたことは、實に昭代の美事として悦ばねばならぬ。凡そ一國の歴史は、一町一村の歴史と相關聯するものであるから、地方の一小史實にのみ捉はれ、國史上に透徹せる大觀察を缺いてはならぬと同時に、國史を通じて達觀すればこそ、地方一局部の史實に疎漏であつては、眞に史學に造詣深い人とはいへない。

蓋し地方誌の研究は、その地方の事情が如何なる点に於て國家社會の大勢に關係し影響し、因果を有せしかを闡明し、因て従來説き盡くさぬ点に向つて一道の光明を與



へ、大勢の動く所以の數を明にすることに於て更に一新生命を生ずと謂つべきものである。而して研究に到達するには、幾多古人の遺せる文献を尊重し、殘簡零墨の末に至るまで蒐集し、以て參覈討尋せねば目的は達せられない。然るに古人の遺書は多く寫本のみ、傳へられ、いつの間にか反故籠に葬り去らるゝもの多く、今日までに失はれたもの十の八九である。たごへ辛うじて殘存してゐても、空しく筐底に埋没して蠹魚に委して居るくらゐが關の山で、多く顧みられて居らぬ。今日地方誌編纂に當り、逸し去つた有益な資料の如何に多きかは想像の外である。

畏友得能正通氏の編輯上梓に成る備後叢書は、此に見るあつての大なる地方貢献事業である。既に第三卷を出し、今又第四卷を世に出さんとしてゐる。第三卷までは備陽六郡志を分載完了したが、第四卷には藝備國郡志、鞆浦志等八種を收めてゐる。六郡志は福山領内の地歴研究に關ぐことのならぬ唯一の資料であるから、自分は二十年前辛棒強く全部筆寫したものであるが、今日この叢書の出るに及んで寫本は筐裡に抛ち、活字刊行本の便利をしみく、感じてゐる。と同時に得能氏の努力に對し、深く感謝してゐる。第四卷に載せられた軼記と行水之記は、その原本が將に湮滅に歸せんとする危機一髪の際、自分が危く拾ひ出したもので、氏の校訂に利したことは喜ばしい。その他も多く寫本として今日まで首引きしたものであるが、得能氏の賜によつて整然たる活字本となつて机上に提供されることは、曾て夢想だにしなかつたことだけ

それ程愉快に堪へない。

凡そ古寫本には魯魚の誤りが非常に多い、一々校訂して印刷に附するまでには一方ならぬ勞力を費す。それは經驗者のみの知るところで、無經驗者の想像を許さぬ。殊に地方人相手の出版物には、經濟上にも少からぬ苦勞が伴ふ。價が高いの安いのこいふ者は、經驗を有せぬ、同情の無い人の言である。吾人は此の備後叢書が、慘澹たる苦心經營の裡に、續々出版されることに、滿腔の敬意を拂ひ、且つ千載の下必ず知己あり、恩恵に感ずるものあるを明言し、得能氏の勞を慙はんご欲する一人である。第四卷刊行に當り、喜びの餘り、敢て燕文を寄す。

昭和五年三月四日

耕古樵來草廬にて

濱 本 鶴 賓



養兎翁 越智宿禰正通

昭和四年十一月三日述懐

世の中はたかきいやしきおしなへて

みな毘廬舎那のすかたなりけらし

毘廬舎那のゐましころを人さば

ころのおくのおくこたへむ

ころには奥も表も裏もなく

かたちもかけも名さへあらなく

名もしらに得るころ無き此のころ

いつより来ていつち往くらむ

往きもせず來もせず常に住なれて

時間空間みちわたりをり

昭和五年一月廿四日述懐

昔われ兎のわさをすくめしも

耳かたむくる人まれなりし

今はしも肉に毛皮にもちゐてそ

都も鄙もゆきわたりたる

兎かふわさのすくめはこふりて

昔かたりさなるかうれしさ

昭和五年四月廿五日印刷

昭和五年五月五日發行

【備後叢書第四卷】

藝備國郡志。三原めぐり。  
鞆記。行水之記。草戸記。  
あくた川のまき。鞆浦志。  
備後古城記。

編輯兼  
發行者

得能正通

廣島縣蘆品郡府中町  
大字府中五二五ノ一

印刷者

柳本喬祐

岡山縣後月郡井原町  
一千〇八十七番地

印刷所

柳本印刷所

岡山縣後月郡井原町  
一千〇八十七番地

發行所

備後郷土史會

廣島縣福山市三之丸町  
振替大阪七四六四一番







100



577  
62





577  
62



